

第4章

核兵器政策と核軍備管理

—— 大国間競争下での合理的軍備管理措置 ——

一政 祐行



米国B-2ステルス爆撃機（核兵器搭載可能）（Cristina Oliveira / U.S. Air / Planet Pix via ZUMA Press Wire / 共同通信イメージズ）

はじめに

「核時代」の展望や課題を考えるうえで、主要な核兵器国や核保有国がいかなる国際核秩序を念頭に置いて核抑止力を構築し、戦略的安定を追求しようとしているのかを考えることは不可欠である。序章で論じられたとおり、過去30年で大幅な核弾頭数の削減に至った「第二の核時代」だが、2023年には微増ながらも核弾頭数が増加に転じる見込みが明らかにされた。この間、大国間競争の下で、中国が2030年には1,000発を超える核弾頭を保有するとの見通しが示され、「3大核大国」とも呼ぶべき、新たな核をめぐる国際安全保障環境を論じる必要性が生じている。さらに、世界最大の核兵器国ロシアによって、核の威嚇を背景とした武力による現状変更がウクライナ戦争という形で起こっている。こうした「核の復権」と呼ぶべき状況にあって、「第一の核時代」の遺産である米ソ/米露の核軍備管理条約や欧州における軍備管理条約は、2000年代以降に相次いで終焉の瀬戸際に瀕している。そのため、冷戦期以来、危機的状況下での先制核攻撃の軍事的誘因の削減を意味する「危機の安定性」に軍備管理が果たしてきた役割を何によって補うことができるのか、今日の「核時代」における見通しは不明瞭であるといわざるを得ない¹。

そこで、本章は国際政治の表舞台で再び「核兵器の長い影」が論じられる状況において、「核時代」がいかなる変化を遂げようとしており、またどういった手段を通じて戦略的安定を得るべきなのかを検討する。具体的には核兵器政策 (nuclear weapon policy) の今日的な焦点や主要国の核ドクトリンの現状、そしてウクライナ戦争の前後に発表された軍備管理をめぐるさまざまな先行研究をひもといて考察する。そのうえで、新たな安全保障環境における軍備管理のアプローチとして、「大国間競争下での合理的軍備管理措置」の考え方を提唱したい。

1. 核兵器政策の現在

本章が焦点を当てる核兵器政策とは、基本的には先行不使用 (no first use:

NFU) や「核兵器使用の唯一の目的 (sole purpose of nuclear weapons)」、消極的安全保証 (negative security assurance: NSA) などの核兵器の運用に関わる宣言政策の総称として用いられるとともに、核不拡散や核兵器削減など、核兵器をめぐる将来的な政策上の課題を論じる際に言及されることが多い用語である²。この点で、核兵器政策とは次節で述べる核ドクトリンよりも、核兵器をめぐる幅広い論点が扱われるものだといってよいであろう。

核兵器政策と銘打たれたポスト冷戦期の事例として、米国科学アカデミーによる1997年の「将来の米国核兵器政策」報告書では、米露軍備管理の範疇で削減が求められる核戦力水準、核弾頭の管理、非戦略核問題、警戒レベル、ターゲティングと運用ドクトリン、弾道ミサイル防衛が論じられたほか、米国の核兵器政策と核不拡散問題として多国間条約への関与やNSA、拡散対抗などの措置が語られた³。また、2009年の外交問題評議会の「米国の核兵器政策」報告書は、核抑止の信頼性を維持しつつ、核兵器を必要最小規模にとどめ、核拡散および核兵器使用の危険性を低減する方策が論じられた⁴。近年では、2020年に米国議会調査局が「NFUの検討と米国の核兵器政策」と題したコメントリーを発表している⁵。このほか、米国の政府機関でも同様の整理の下で、核兵器政策、あるいは核政策といった用語が用いられている⁶。このように、一次資料や二次資料で参照可能な核兵器政策だが、核による諫止、核戦争の不戦、核兵器と欧州の防衛や核軍縮を取り上げた1998年のアトランティック・カウンシルによる「フランスの核兵器政策」報告書の例にもみられるように⁷、その対象となる核兵器国は米国のみではない。そして、これらに共通することとして、核兵器政策には核兵器の運用に関わる要素とともに、核軍備管理・軍縮・不拡散の論点が幅広く内包されてきたことが指摘できる。

以下、核兵器政策をめぐるさまざまな論点の中から、特に核兵器の使用条件に関わる論点として、核の威嚇を背景とするロシアのウクライナ侵攻で注目されるNSAと、大国間競争の中で核弾頭数の大幅な増強が懸念を呼んでいる中国が長年採用し、その政策の先行きが注視されるNFUを取り上げて考察したい。

(1) 核兵器政策の論点

①消極的安全保証 (NSA)

NSAとは核兵器政策における歴史的な論点の1つであり、核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を用いないとの保証を指す。このため、NSAは核抑止への関心や懸念が大きく高まる状況下で、非核兵器国への安全の保証として施行される核不拡散政策としての側面を持つといえようし、逆に見れば、NSAは核兵器の使用の戦略的曖昧性と密接に関わるイシューだと考えられる。NSAの今日的な意義については、2022年8月の核兵器不拡散条約 (Nuclear Non-Proliferation Treaty: NPT) 運用検討会議の最終文書草案が端的に示すように、核不拡散体制の信頼醸成に寄与し、核軍縮の進展や全般的な安全保障環境の向上に資する (パラグラフ26) とみなされる⁸。

もとより、国連憲章第1章第2条第4項にあるとおり、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しないほかのいかなる方法によるものも慎まなければならない」とした武力不行使の原則が存在する⁹。そのうえで、さらに非核兵器国から核兵器国に対して、法的拘束力のあるNSAへの要請が度々なされてきた。しかし、歴史的に5核兵器国によって提供されてきたNSAは、あくまでも政治的宣言にとどまるのが実情である。例えば、NPT交渉時、非同盟諸国は同条約本文にNSAを盛り込むよう要求したが、核兵器国側は国連による行動の文脈で扱うべきものだと主張して譲らず、最終的に国連安全保障理事会 (以下、安保理) 決議第255号 (1968年) で積極的安全保証 (positive security assurance: PSA)、すなわち、核攻撃や核の威嚇を受けた非核兵器国に対して、核兵器国が積極的な支援の提供を約束するのにとどまった。

その後、1968年に発効したトラテロルコ条約の追加議定書において、非核兵器地帯条約として法的拘束力のあるNSAが初めて導入されたが、米国は核兵器国との協力の下にある非核兵器国からの攻撃に対しては、同条項が免除されると主張した¹⁰。今日、非核兵器国116カ国が参加する非核兵器地帯条約だが、ロシアはトラテロルコ条約とラロトンガ条約以外、そして米国もトラテ

ロルコ条約以外ではNSAに関する議定書を批准していないなど、核兵器国の関与は限定的なものにとどまってきた¹¹。

他方、1983年以来、国連軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD) アドホック委員会においてNSAが議論されてきたが、具体的な成果は得られていない。1995年にはPSAに係る安保理決議第984号が採択されたが¹²、折しもNPTが条約再検討プロセスの強化、核不拡散と核軍縮のための目標と原則という政治的パッケージとともにその無期限延長が決定された年でもあり、非核兵器国の側からすれば、核兵器の究極的廃絶の約束と引き換えにNPTの延長を認めたと解される状況であった¹³。そして、このNPT無期限延長の決定を背景に、5核兵器国はNSAに関する誓約を国連総会と安保理に回覧した¹⁴。このことに関連して、1994年に国連総会はいかなる状況であれば核兵器の威嚇またはその使用が国際法上許されるのか、国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) に勧告的意見を求めた。これに対して、1996年にICJは国連憲章と国際人道法を主たる適用法とし、違法な核兵器の使用を前提とした威嚇は違法だとしつつ、国家の存亡にかかる極端な状況にあっては、それが合法か違法かを確定的に判断することはできないとした¹⁵。なお、NPTの文脈では、2000年の運用検討会議最終文書でNSAに関する議論を行うフォーラムとしての同運用検討会議の役割が再確認されている¹⁶。

こうした一方で、核兵器国の核ドクトリンにおいて個別にNSA政策の採用に相当した記述を行うケースもみられる。例えば米国の2022年版「核態勢見直し (Nuclear Posture Review: NPR)」では、NPTに加盟し、核不拡散義務を遵守する非核兵器国には核兵器の使用もその脅しも行わないと明記している¹⁷。中国も2019年の「新時代の中国国防」(国防白書)において、非核兵器国や非核兵器地帯に対して無条件で核兵器の使用もその脅しも行わないと表明している¹⁸。

これらを総括すると、国連憲章第1章第2条第4項の武力不行使の原則に加えて、既存のNSAの枠組みと呼べるものは核兵器国による宣言政策、限定的ながらも非核兵器地帯条約、そして一部の核兵器国によるNSAおよび、次節で述べるNFU政策の採用事例から構成されることになる¹⁹。しかし、すべての

核兵器国が戦略的曖昧性に関する方針を転換して、法的拘束力のあるNSAを採用したわけではないことから、NSAをめぐる状況はいまだ不十分だとの批判もある²⁰。さらに、ロシアのウクライナ侵攻を契機に、より確固たる形で非核兵器国にNSAが与えられる必要があるとの見方が示されるようになった²¹。

こうした一方で、2022年には米英仏3カ国が非核兵器地帯条約関連議定書の批准によって、条約締約国に対する核兵器の使用やその威嚇を行わない法的拘束力のある義務を負う旨の共同声明を発表したほか²²、同年8月のNPT運用検討会議で中国代表団が5核兵器国で唯一、CDでの法的拘束力あるNSA問題の協議に支持を表明した旨報じられた²³。これらの動きに対して、ウクライナ侵攻後の新たな核の国際秩序の構築に向けた第一歩と見るべきか否かを現時点で評価することは難しい。しかし、NSAをめぐる5核兵器国の中から新たな展開が生じたこと自体は、注目すべき動向だといえるのではないだろうか。

②先行不使用 (NFU)

NFUとは、自国の核兵器を核攻撃への報復としてのみ使用する政策を指す²⁴。このため、そもそも核兵器を保有していない非核兵器国を対象としたNSAとは明確に区別される²⁵。このNFUの価値に関しては、肯定論と否定論とでさまざまな議論がある。肯定論からすれば、誤認や事故など、意図せざる核戦争 (inadvertent nuclear war) が勃発するリスクを低減させるためにNFU政策採用のメリットが説かれる傾向がある²⁶。具体的には、NFUは危機の安定性を高め、同政策を採用した核兵器国に信頼性ある核兵器政策をもたらし、ミサイル防衛や核弾頭のストックパイル管理などに対する批判を緩和し、そして何よりも国際的な核不拡散の取り組みに政治的利益をもたらすと指摘される²⁷。一方、NFU否定論は、核戦争へのエスカレーションの恐怖こそが大規模な通常戦争や生物・化学兵器による攻撃を抑止するとの考えに立つ²⁸。そのため、NFUの宣言は抑止力への信憑性を弱め、同盟国に対する拡大抑止の信頼感の減退を招くほか²⁹、通常戦争がエスカレートすることで、結果的に核兵器使用のリスクを高めてしまう可能性や、宣言政策の変更によって核の拡

散を助長するのではないかといった議論に至る³⁰。このように、核兵器政策としてのNFU肯定論と否定論は、ともに別な角度から抑止の安定性の向上を目指し、言説を展開してきたといえてよいであろう。

こうしたNFUの歴史は古く、中国、ロシア、インドの核兵器政策にそれぞれ採用された事例がある。また、冷戦期以来、北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) としてのNFU採用の是非を議論する動きが米国で生じるたびに、NATO諸国側で先行使用こそが同盟に対する保証の中核であるとして、反対の姿勢が貫かれてきた³¹。ポスト冷戦期に入り、アスピノ米国国防長官がNATOの通常戦力優位を背景に、ロシアの欧州侵攻を核兵器で抑止・反撃する必然性は希薄になったとして、核不拡散強化の観点からもNFU政策を採用すべきだと提唱したが、このときも採用には至らなかった³²。こうした一方で、米国の核態勢においても、近年、NFUやそれに近似した議論が行われてきた。歴代政権で核兵器の先行使用政策を採用してきた米国だが、今世紀に入ってからオバマ政権とバイデン政権で、核攻撃に対する抑止こそが基本的な核兵器の役割だとする「核兵器使用の唯一の目的」政策の採用をめぐる検討がなされた³³。しかし、いずれも先行使用政策を覆す結果には結びついていない³⁴。他方、1982年にNFUを採用したロシアだが、当時から同政策の採用はレトリックであるとの見方が存在した³⁵。そして、ロシアは冷戦後の1993年にNATOとの通常戦力面での相対的な劣勢の拡大を背景として、NFU政策を撤回した³⁶。このときロシアのエリツィン大統領は、中露2国間交渉の場でNFUの原則への支持を表明している³⁷。

多国間の軍縮・不拡散との関連では、NFUはNPT運用検討会議のアジェンダ (核軍縮) にNSAとともに盛り込まれた経緯がある。また、例えば2023年に開催された、2026年のNPT運用検討会議に向けた準備委員会の「事実関係の要約草案」では、核兵器国に対してNFU政策を堅持し、相互にNFU条約の交渉と締結を行うよう要請する旨の文言が入った (パラグラフ25)³⁸。

こうした中、近年における新たな議論として、予見される中国の大幅な核弾頭数の増大を念頭に、抑止の安定に向けて2国間で相互的なNFU宣言を行い、透明性を拡大し誤解を避けることで、意図せざる核戦争回避への布石と

すべきとの議論や³⁹、これをさらに将来の台湾有事に限定し、米中相互のNFU合意を模索することで地政学的コストを最小限のものにとどめよ、といった指摘もみられる⁴⁰。

なお、前述のオバマ政権とバイデン政権が検討した「核兵器使用の唯一の目的」について、本質的にNFU政策との差異はないとする議論と⁴¹、NFUとは根本的に異なるものだとの議論がある⁴²。後者について、ソコフ、そしてパンダとナランらは、NFUは明示的に事前の制約を設けるものである一方で、「核兵器使用の唯一の目的」は必ずしも核兵器の使用に制約を課すものではなく、あくまでも米国が核兵器を保有する理由の声明にとどまるものだと説明する⁴³。

いずれにしても、近年、米国で2度にわたり「核兵器使用の唯一の目的」が核兵器政策の焦点となったことは、核兵器政策における戦略的曖昧性の低減によって核抑止の信憑性を高め、意図しない核戦争の勃発を回避せんとの問題認識の存在を一定程度示すものと考えられる。しかしその一方で、目下のところ、米国の核態勢が「核兵器使用の唯一の目的」を採用できるような安全保障環境ではない、との厳しい現実的判断が横たわっていることは、あらためて認識されねばならないといえよう。

このほかにも、近年では核リスクの極小化を狙いつつ、核のみならず抑止の安定にも目配りしたNFUを論じる先行研究であるとか⁴⁴、国際政治におけるリアリスト的アプローチからNFUの利を説くものもある⁴⁵。「3大核大国」の台頭を前に、NFUや「核兵器使用の唯一の目的」について再考し、将来的にどのような状況であればこれらが採用可能になり、また核をめぐる大国間関係の管理に活用できるのか、学術的な見地からもより踏み込んで検討すべき時期に差し掛かっているといえよう。

以上、本項ではNSAとNFUの2つに焦点を当てて検討を行った。これらは、いずれも核兵器国による核兵器の使用条件に結び付くものであり、非核兵器国への保証や核不拡散、さらには戦略的安定の向上などの含意を持つ一方で、その採用や法的拘束性のある合意の形成においては、核抑止における戦略的曖昧性の維持や、同盟国への保証が争点となることが浮き彫りになった。以

上を踏まえて、次項では核兵器の使用条件に引き続き着目しつつ、主要な核兵器国や核保有国の核ドクトリンをめぐる近年の動向について概観したい。

(2) 核ドクトリンと核兵器の役割

核ドクトリンとは核兵器を保有する国の戦力構成、宣言政策、外交を決定するものである⁴⁶。また、核兵器の配備や使用の指針となる目標や使命のほかに、抑止力、ターゲットの破壊、同盟国への保証、不確実な将来へのヘッジなどがこれに含まれる⁴⁷。このほか、核ドクトリンが抑止失敗時のエスカレーション・リスクを軽減し、敵対国のエスカレーションに対する生存性を示し、核戦争の勃発時には武力紛争法に則り、必要最小限の破壊でエスカレーション制御機能を果たすといった指摘もある⁴⁸。見方を変えれば、核ドクトリンとは、核兵器によって、いかに安全保障を構築するかという論理を示したものだといえる⁴⁹。他方、核ドクトリンが当該国の対外的なメッセージや政治戦略の内容と一致しており、そこに希望的観測やプロパガンダが反映されていないかは常に見極める必要があり、それはしばしば困難を伴うとの指摘もある⁵⁰。このため、核ドクトリンを検討する際には客観的な受け止め方が求められることは言をまたない。

①核兵器の先行使用(米・露・英・仏・パキスタン)

核兵器の運用に関する基本方針として、核兵器以外の手段によって武力攻撃を加えてきた敵対国に先んじて核兵器を使用するのが核の先行使用政策であるが、これは厳密には武力紛争下にはない状況で、核兵器を用いた一撃で戦端が開く先制攻撃(preemptive strike)のケースや、先制的な核攻撃で敵対国の戦略核に壊滅的損害を与える、いわゆる武装解除のための第一撃(first strike、またはdisarming first strike)などとは区別すべきものとされる⁵¹。なお、先行使用といっても、核抑止のメカニズムにおいてはそれだけで政策的に完結するものではなく、例えば敵対国による核兵器の先制攻撃や武装解除の第一撃などから生存可能な、相手の戦略核に対する破壊的な報復第二撃能力を保持していなければ、敵対国による核兵器使用のインセンティブを高めてし

まうといった点にも留意が必要である⁵²。こうした生存性の高い報復第二撃能力については、米国やロシアをはじめ、いくつかの核兵器国や核保有国が保有する核戦力の3本柱（nuclear triad、以下、トライアド）を考えると理解しやすい。このトライアドの構成要素として、一般に大陸間弾道ミサイル（intercontinental ballistic missile: ICBM）は即応性を、潜水艦発射弾道ミサイル（submarine-launched ballistic missile: SLBM）が生存性を、そして戦略爆撃機は柔軟性を象徴し、これらによって信頼できる抑止力が提供されるものと位置付けられてきた⁵³。

冷戦期以来、先行使用政策の採用は核兵器を保有する国の間でマジョリティを占めてきた。この構図をして、NFU政策をとる中国以外の5核兵器国と、インドを除く核保有国が特定の状況下において核兵器を最初に使用する権利を宣言していると解釈できようし、実際に核ドクトリンや関連の政策文書などによって、先行使用政策をとる国々の核兵器使用の条件に一定の戦略的曖昧性が付与されているとの見方もある⁵⁴。これらを念頭に、主要国の核ドクトリンを以下に概観したい。

（ア）米国

ポスト冷戦期初頭の1993年以来、米国の歴代政権で作成され、部分的な情報開示も含めて対外発表されてきたNPRは、同国の核兵器の運用に関する指針を説明してきた。最初のNPRはクリントン政権期の1994年に発表された。当時、ワルシャワ条約機構は解体され、中距離核戦力（Intermediate-Range Nuclear Forces: INF）全廃条約が完全履行され、第1次戦略兵器削減条約（Strategic Arms Reduction Treaty: START I）も署名される状況下で、米国は冷戦の勝者とみなされた時期であった⁵⁵。こうした状況を反映してか、1994年版NPRは分別あるレベルでの核戦力の維持や、核兵器の役割縮小の方針を明記した⁵⁶。ブッシュ（子）政権期の2002年版NPRでは、「ならず者国家」やテロリストの大量破壊兵器入手に対する懸念の高まりを背景に、能力ベースでのアプローチによって核のトライアドを転換してゆくことが表明された⁵⁷。オバマ政権期の2010年版NPRでは、核兵器の基本的役割は不変であるとして、

同盟国やパートナー国に対する拡大抑止の再保証を強調した一方で、核攻撃の抑止を「核兵器使用の唯一の目的」とする政策を安全に採用できる条件整備に取り組むが、現下の安全保障環境はまだまだそうした政策を採用できる状況にはない、との見方を明らかにした⁵⁸。2010年版NPRは、核テロの脅威を踏まえて管理

の脆弱な核物質の安全確保を掲げ、包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）の早期批准、より強化されたNSA、ICBMの非多弾頭化や核弾頭搭載海洋発射巡航ミサイル（sea-launched cruise missile: SLCM）の廃止などの核軍備削減にも言及した⁵⁹。トランプ政権期の2018年版NPRでは、新たに大国間の地政学的な挑戦に言及しつつ、核の先行使用政策をあらためて強調したほか⁶⁰、核兵器の近代化政策を拡大し、ロシアの存在を念頭に、低核出力のSLBM用核弾頭やSLCMの開発方針を明らかにした⁶¹。

その後、2022年に「国防戦略」や「ミサイル防衛戦略」などの戦略文書とともに発表されたバイデン政権のNPRは、基本指針として①安全で確実かつ効果的な核抑止力と、強力で信頼できる拡大抑止の維持、そして②核競争リスクや世界における核兵器の重要性の低減という観点に立ち、地政学的挑戦の下での核の国際秩序の新たな在り方や、核軍縮規範にも一定の目配りを示す、包括的でバランスのとれた内容となった⁶²。具体的には、核兵器が存在する限り、米国の核兵器の基本的な役割とは核攻撃を抑止することであり、米国と同盟国、そしてパートナー国の死活的利益を守る究極的な状況においてのみ、核兵器の使用を考慮するとした⁶³。NSAに関しては、NPTに加盟し、核不拡散義務を履行する非核兵器国には核攻撃もその脅しも行わず、それ以外の国々については不測の事態の狭い範囲において、核兵器が戦略的効果を持つ攻撃を抑止



米国ICBMミニットマンの発射試験（Brittany Murphy / U.S. Space Force / ZUMA Wire / ZUMAPRESS.com / 共同通信イメージズ）

する役割を担うと述べた⁶⁴。また、米国は「核兵器使用の唯一の目的」を宣言できるゴールへと向かう方針を保持し、そのように進むことを許すような具体的なステップを同盟国やパートナー国と見極めていくとした⁶⁵。

また、核兵器の位置付けについては、米国国防上のすべての優先順位を支配するものであり、米国のいかなる兵器も特異な抑止効果を持つ核兵器の代替にはならず、米国の核兵器の本質的な役割とは核攻撃の抑止であるものの、より広範にすべての戦略的攻撃の形態を抑止し、同盟国やパートナー国への保証と、抑止が失敗した場合に米国大統領の目標を達成させることを可能にするものだと明記された⁶⁶。このほか、ウクライナ侵攻や安保理常任理事国としての責任の観点も交えたロシアと中国への明確なメッセージに加えて、厳しさを増す安全保障環境下でも核兵器への依存低減目標を前進させる措置として、安全保障環境の持続的改善、主要核兵器国間での検証可能な軍備管理の合意、そして非核戦力の開発における進展などを指摘したが、この関係で注目されるのは核兵器の役割における不確かな将来へのヘッジを否定した点であろう⁶⁷。これは、例えば2017年版NPRでも言及されたものであり⁶⁸、また近年の英国の核ドクトリンをめぐる論議でも散見された考え方であった⁶⁹。核兵器システムについてはSLCM計画の中止を求めた一方で、ICBMや戦略爆撃機、空中発射巡航ミサイル（air-launched cruise missile: ALCM）、W-93核弾頭などの近代化プログラムのほか、前政権によるSLBM用W-76低核出力核弾頭も継続としたことが一部で批判を受けた⁷⁰。その一方で、大国間競争の文脈に立てば、こうしたNPRの内容は健全さの範囲を外れていないとする評価もある⁷¹。

なお、2022年版NPRが地政学上のニア・ピアな競争相手国として、ロシアに加えて中国と直面する事態に言及したことに関しては多様な議論がある。一例として、クローニグは米国が新戦略兵器削減条約（New Strategic Arms Reduction Treaty: New START、以下、新START）の水準より核戦力を増強することで米中間の相互脆弱性を否定し、長距離スタンドオフ兵器や、核弾頭を搭載するSLCMの配備などを通じて、柔軟な非戦略核能力や作戦概念を開発し、2つの競争相手国を同時に抑止する戦略を立案すべきと指摘する⁷²。

他方、ガイストは2026年の新START失効後において、それまで核弾頭のストックパイルに位置付けられてきた核弾頭を戦略運搬手段に再搭載する、いわゆる「アップロード・ヘッジ（upload hedge）」の手段が米国に残されていると認めつつも、リモートセンシングや諜報を駆使して中国のICBMサイロの実装状況を見極めつつ、非核手段によるICBMサイロ・キラー攻撃手法の開発を進めるなどすれば、特に核弾頭数の増強は必要ないと論じる⁷³。

2010年版NPRとの関連で注目された2022年版NPRでの「核兵器使用の唯一の目的」の不採用に関しても、賛否が分かれるのが実情である。セーガンは2009年のブラハ演説以降、核兵器の曖昧政策は、もはや、米国の国家安全保障上の利益には資さなくなると指摘する⁷⁴。コストロウは、増大する戦略的な非核脅威（化学、生物、通常兵器による脅威）の抑止に、米国の計算された曖昧さが貢献するとして、危機や紛争時に米国の指導者に行動の自由を与え、同盟国やパートナーに保証を与える政策として、今後も先行使用政策を維持すべきだと論じている⁷⁵。

（イ）ロシア

ロシアはポスト冷戦期に入って以降、軍事ドクトリンや国家安全保障概念を度々改訂している⁷⁶。例えば、1997年の国家安全保障概念は独立主権国家としてのロシア連邦の存立が脅かされる場合に核兵器の使用を認め、2000年に発表された軍事ドクトリンはロシア連邦の国家安全保障にとって重大な状況での核兵器使用に言及し、2010年の軍事ドクトリンには自国あるいは同盟国に対して核兵器やそのほかの大量破壊兵器が使用された場合への対応や、存立が脅かされる通常兵器での侵略にも核兵器使用の権利を留保する旨明記した⁷⁷。

そして、2020年には核抑止と題するロシア初の公開文書「核抑止分野における国家政策の指針」を発表した。それによれば、ロシアは核兵器を専ら「抑止の手段」と位置付け、同国の核抑止政策を「本質的に防衛のためのもので、核戦力の潜在性を核抑止に必要なレベルで維持する」と表明したほか、核抑止と通常抑止を区別して説明した。同文書で特に重要だとされるのは、核兵

器を使用する条件として①ロシアが「自国および／または同盟国への核およびそのほかの種類的大量破壊兵器の使用に対応し行動する」場合、②「通常兵器によってロシア連邦に侵略が行われ、国家の存立そのものが危うくなる」場合に加えて、新たに③「ロシア連邦および／またはその同盟国の領土を攻撃する弾道ミサイル発射の信頼できるデータが確認された」場合と、④「ロシア連邦政府または軍の重要拠点への敵対者の攻撃で、その無力化によって核戦力の報復行動が損なわれる」場合などを挙げた点である⁷⁸。この2020年の公開文書をめぐっては、同国の核抑止に関して以前は曖昧だった領域をより具体的に説明し、過去20年にわたるその核政策の一貫性を裏付けたとする評価や⁷⁹、ロシアの核ドクトリンの根底にあるものが、実は西側の核兵器国におけるそれに近いものだったと見る指摘もある⁸⁰。そうした一方で、ロシアの核ドクトリンは、米国のNPRのようにNPT上の非核兵器国には核攻撃も核兵器使用の脅しも行わない、といった規定を含んでいないことから、同国を想定した広範な核の先行使用シナリオへの考慮が必要だととらえる見方もある⁸¹。

なお、冷戦終結後もロシアには核兵器をめぐり、注目すべきいくつかの要素があった。一例としては、2009年にロシアのパトルシェフ安全保障会議書記が全面的、地域的あるいは局地的戦争で通常兵器を使用する侵略者に対して核の先行使用を行う旨言及したことや⁸²、2000年の同国軍事ドクトリンには「エスカレーション制御のためのエスカレーション（escalate to de-escalate:

E2DE）」として、紛争の初期段階にて核兵器を使用し、敵対行為の停止へと誘導する概念を含むとの議論がなされてきたことが挙げられる⁸³。こうした背景には、ロシアの核戦力に対する透明性の低さが問題視されてきたことも影響した可能性がある⁸⁴。もっとも、



ロシアが保有する極超音速滑空兵器アヴァンガード (Sputnik/共同通信イメージズ)

近年のロシアでは核のエスカレーションへの依存を改め、新たに外部の脅威から国家安全保障上の利益を守るべく、核戦力、通常戦力、そして情報などの非軍事的手段や能力を駆使する「戦略的抑止」概念へと転換が進み、E2DEなどは神話も同然になったとする指摘もある⁸⁵。

しかし、ロシアの核政策が依然、国際社会に波紋を投げかけていることにも否定し難い部分がある。2018年のプーチン大統領による年次教書演説では、米国トランプ政権のNPRへの異例の対抗措置として、極超音速兵器など戦略核抑止に関係する兵器を含む6種類の兵器開発が発表され、国際社会の注目を集めた⁸⁶。2019年に終了したINF全廃条約の背景において、米国側は2014年前後からロシアによる条約違反行為として地上発射型巡航ミサイルSSC-8（ロシア名9M729）の開発問題に懸念を表明してきた⁸⁷。2014年のロシアによるクリミア併合と2022年のウクライナ侵攻に際しては、プーチン大統領をはじめ同国政府高官から核の威嚇ととれる発言が度々発せられ、またロシアが軍事的に占拠したザポリージャ原発をめぐる攻防が激しさを増すと、ウクライナによる核テロを口実とした「偽旗攻撃」へロシアが打って出る可能性に懸念が高まった⁸⁸。そして、ウクライナ戦争下でのベラルーシへの新たな核共有政策の発表は、核共有政策の歴史を持つNATO諸国からの冷静な対応と、同政策に長年批判的であった非同盟諸国からのロシアに対する懸念を呼んだ⁸⁹。こうした中、米国国務省が新STARTについて、査察および諮問委員会のキャンセルや遅延が相次ぐことは条約違反行為だとしてロシアを批判すると、2023年2月にロシアは同条約の履行停止を発表した⁹⁰。また、同年10月にプーチン大統領が同国連邦議会下院に対して、CTBTの未批准状態が続く米国への圧力を理由に、同条約へのロシアの批准撤回に承諾の意を示すと、まさしく自己破壊的な政策だとする強い批判を受けた⁹¹。

このように、「核の復権」の状況下でロシアの核政策が近年大きく転換してきたかに映る一方で、昨今の新STARTやCTBTのケースから見るに、同国としては必ずしもすべての軍備管理条約から撤退し、米国との制限なき軍拡競争への移行を望んでいるわけではないとも考えられる。このため、ウクライナ戦争の推移とともに、同国の核政策の動向を引き続き注視する必要がある

といえよう。

(ウ) 英国

英国はポスト冷戦期を通じて、5核兵器国で最も核軍縮に近い国と位置付けられ、核軍備削減のみならず、核弾頭の解体廃棄検証といった技術的分野でのイニシアティブに象徴される「軍縮のラボラトリー」を自任してきた⁹²。1998年に自由落下型核爆弾 WE177 Type Bが退役すると、英国は核兵器と戦略運搬手段をSLBMトライデント II D-5およびミサイル潜水艦に一本化した⁹³。これにより、効果的な抑止を提供できる必要最小限の核抑止力を維持しつつ、核兵器能力の削減の範を示すことで、自ら多国間の核軍縮・不拡散に取り組む姿勢を示した⁹⁴。2010年の「戦略防衛安全保障見直し (Strategic Defence and Security Review: SDSR)」は、2020年代中葉までに核弾頭ストックパイルの上限を225以下から180以下に削減し、4隻のヴァンガード級ミサイル潜水艦への搭載核弾頭数を48から40に、運用可能な核弾頭数の要件も160未満から120以下に削減するものとし、かつ16基搭載可能なミサイルも8基以下に削減すると表明した⁹⁵。

しかし、英国が欧州連合 (European Union: EU) からの脱退 (BREXIT) 完了後の2021年に発表した「競争時代のグローバル・ブリテン——安全保障、防衛、開発および外交政策統合見直し」(以下、統合見直し)は、いかなる方位からの核の脅威にも信頼可能で効果的な核抑止を保証する必要最小限の破壊力を維持するために、核弾頭ストックパイルの上限を260まで増強する方針を明らかにした⁹⁶。そのうえで、「英国がいつ、どのように、どの程度の規模で核兵器能力の使用を検討するかの正確な詳細」については、計算された意図的な曖昧戦略を維持するとした。さらに核兵器使用は自衛のための極限的状況に限定し、NPT上の非核兵器国に核兵器を使用せず、その威嚇も行わないが、NPT違反の非核兵器国においてはこの限りではないと表明した⁹⁷。

なお、2023年に発表された「統合見直しの刷新2023——より競争的で激しく変動する世界への対応」では、核兵器の使用をNATO加盟国に対する防衛を含む自衛のための極限的な状況においてのみ検討することや、英国の

NSA政策に変更はないと説明しつつも、核抑止に関する2021年の「統合見直し」の基本的方針を維持した⁹⁸。前述したように、英国は自発的な核戦力と核兵器システムの削減・縮小の実績に加えて、NATOの核共有政策では戦力共有からの静かなる脱退事例の1つとして、目に見える形で軍備管理・軍縮の取り組みを行っており、核戦力規模としても、依然、5核兵器国で最小規模である。他方、その増加幅は桁違いではあるものの、英国がポスト冷戦期以降、中国に続いて2番目に核弾頭数の増強へかじを切った核兵器国となる政治的な意味合いは小さくないとも考えられる。



フランス海軍原子力潜水艦トリオンファン (ロイター=共同)

(エ) フランス

フランスは、核抑止を同国の「主権」と「国家の安全、保護、独立」を究極的に保証するものだと定め⁹⁹、マクロン大統領の近年のスピーチにおいても「核抑止力は我々の独立性、評価、決定、行動の自由を保障する。核抑止力は、敵対者が目的を達成するためにエスカレーションや脅迫、恐喝に賭けることを阻止するものである」として、その位置付けを明確にしている¹⁰⁰。2022年の「国防白書」では、強固で信頼できる核抑止力として、同国の抑止政策の有効性は政治・作戦・技術信頼性に依拠し、高い即応態勢と長期的能力へのコミットメントが反映されたものであるとしつつ、世界におけるテクノロジーの発展と、ハイブリッド型紛争の展開を念頭に、競争相手国の能力拡大や平時のハイブリッド型行動に対しては、不断の検討が必要だと表明している¹⁰¹。

フランスでは冷戦後に核戦力の整理を行った結果、540発保有していた核弾頭数は290発にまで削減され、戦略運搬手段においても陸上配備の準中距離

弾道ミサイルが1996年に全廃された。この結果、フランスでは地上配備の航空機および空母艦載機への核弾頭の搭載、そして継続的な海洋からの抑止（continuous at-sea deterrence: CASD）を旨とする戦略原子力潜水艦搭載のSLBMのみが現存する核戦力となっている¹⁰²。NATOに復帰したフランスだが、同核計画グループ（Nuclear Planning Group: NPG）には不参加の立場を貫く一方で¹⁰³、ポスト冷戦期を通じて、欧州に対して独自に核抑止を提供する意欲を幾度も表明し、近年もマクロン大統領が「欧州の戦略的自律」として同様の提案を行うなど、その動向が注目されている¹⁰⁴。なお、同国はポスト冷戦期に核戦力の3分の1を削減していることから、将来、さらなる削減を求める軍備管理合意には与しないのではないかとの見方もある¹⁰⁵。

（オ）パキスタン

1998年に核実験を行い、核兵器の保有を宣言したパキスタンも、核兵器の先行使用の権利を留保している。NPTの枠外にある核保有国として、ここまで検討してきた5核兵器国とは異なる立ち位置にあるパキスタンだが、核ドクトリンという点では近年注目すべき側面があることから、簡潔に言及したい。パキスタンは核兵器政策上、戦略的曖昧性を採用し、核ドクトリンを文書としてではなく、政治指導者の声明や軍のメディアを通じた発表などの形で周知してきた¹⁰⁶。その核ドクトリンをめぐっては、最低限の信頼できる核抑止力に始まり、近年へと至る継続的な核戦力の増強、兵器用核分裂性物質の生産、海洋ベースの報復第二撃能力への投資などが注視されてきた。このため、パキスタンがより複雑な抑止態勢へ移行するのではないかとの見方や、短距離弾道ミサイルへの注力を背景に、核兵器使用権限が集中管理から委任型の指揮体系へと遷移する可能性を問う議論もあるほか、敵の通常戦力での攻撃があった場合、軍事・非軍事目標を問わず、迅速に戦術核で反撃するといったエスカレーションを厭わないかの核抑止戦略（非対称的エスカレーション戦略）の採用すらも議論されてきた¹⁰⁷。

こうした中、2023年にイスラマバード戦略研究所において、核兵器の研究開発などを担う国家指揮機関（National Command Authority: NCA）のキド

ワイ退役中將が行った講演は大きな注目を集めた。キドワイは、核兵器使用の敷居を越えることなく、統一戦闘集団の迅速な動員によってパキスタンの領土内で作戦が実施される非核・限定戦争（インドの「コールド・スタート・ドクトリン」を想定）を抑止するべく、パキスタンとしての核兵器政策や核のトライアドの能力を強調した。また、インドからのあらゆる脅威に対処するべく、パキスタンの採用する「フル・スペクトラム型抑止」政策の利点を説いた。それと同時に、キドワイは垂直次元と水平次元から同抑止政策の成り立ちを説明し、具体的にはパキスタンの陸・海・空軍が0mから2,750kmに及ぶ範囲で、戦略・作戦・戦術という3層を核兵器の破壊力によってカバーすると論じた¹⁰⁸。これについては、パキスタンが従来と同国の核ドクトリンよりも核兵器使用の閾値を引き下げることで、結果的に抑止の安定性が損なわれるのではないかと懸念を指摘する見方もある¹⁰⁹。なお、パキスタンはインドと同じくNPTには非加盟であり、CTBTに署名も批准もしていない。同国は無条件かつ検証可能な兵器用核分裂性物質生産禁止条約（Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT）交渉の開始を支持しつつも、ほかの核兵器国や核保有国とは異なり、その禁止対象に既存のストックパイルも含めるよう主張していることで知られる¹¹⁰。

②揺らぐ先行不使用（NFU）政策（中・印）

次に、NFU政策を採用した事例について検討したい。すでに言及したとおり、今日NFU政策を宣言しているのは中国とインドの2カ国だが、留保条件のないNFU政策を採用し、いかなる状況下でも核兵器を最初に使用しないと姿勢を維持している核兵器国は、歴史的に中国のみだとされる¹¹¹。

（ア）中国

中国の核ドクトリンは、同国の通常戦力による軍事ドクトリンが建国以来、9回にわたり見直されたのとは異なり、1964年の最初の核実験以来、一度も変化していないとされる。また、同国の通常戦力と核戦力との間には明示的な関係性がみられず、宣言政策上、核攻撃を受けた場合の反撃においてのみ、

核兵器を使用するNFUが明記されている¹¹²。しかし、こうしたNFUの内実をめぐり、懐疑的な見方を論じる先行研究は枚挙にいとまがない¹¹³。

中国の核戦力が近年注目されるきっかけとなったのは、同国が急速な核戦力の増強に向かっているとの予測を示した、米国国防省による「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」ではないだろうか。2023年版の同報告書では、2023年5月までに中国は核弾頭数500発以上の運用可能なストックパイルを保有し、2030年までに1,000発以上の運用可能な核弾頭を高度の待機水準の下で配備すること、そして習近平国家主席の掲げる2049年までに人民解放軍を世界水準の軍にするとの目標の下に、2035年までに基本的な近代化を達成するべく、戦力を増強し続けるであろうと予測している¹¹⁴。

一方、中国の2019年版「新時代における中国国防」（国防白書）によれば、中国はいかなるとき、いかなる状況下でも核兵器の先行使用を行わないNFUにコミットしており、また非核兵器国や非核兵器地帯に対して無条件で核兵器の使用や威嚇を行わないとして、NSAを明記している。そのうえ、核軍備管理・軍縮関連では、核兵器の究極的な完全禁止と徹底的な廃棄を提唱し、いかなる国とも核軍拡競争を行わないとした。核戦力や核態勢については、国家安全保障上の必要最小限のレベルにとどめ、自衛のための核戦略を追求し、核戦力を保持する目的は他国による核兵器の使用や、使用の脅しを抑止することにあると述べている¹¹⁵。

しかしながら、中国はこれまで体系的な形でその核戦略を説明したことがないことから、米国での先行研究では最小限抑止や中国独自の確証報復戦略といった切り口でこれを読み解こうとする取り組みがなされてきた¹¹⁶。こうした議論について、シャは学説のうえでは①NFUを軸とした最小限抑止と核軍縮への支持を起点に中国の核戦略を理解しようと試みるもの、②最小限抑止から一步踏み込んで、核兵器を攻撃兵器として使用せず、拡大抑止は求めず自らも提供しないなどといった、中国の核抑止理論を西側の核戦略概念の外に置かれた存在ととらえるもの、③英語と中国語で中国の核ドクトリンの表現に齟齬があるとの視点に立ち、それは最小限抑止ではなく核による強要に

対抗するものだと理解に基づくもの、④中国が限定核抑止ドクトリンを包括的な核抑止ドクトリンへと進化させるべく、通常戦、戦域戦、戦略核戦争の抑止と、核戦争のエスカレーション制御・抑制が可能な核ドクトリンを追求しようとしていると見るもの、という4学派によって、それぞれに解釈が試みられてきたと説明する¹¹⁷。

こうした一方で、近年では中国で相次ぐ高速増殖炉と再処理施設の建設ラッシュや¹¹⁸、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムに対する5核兵器国で唯一の反対姿勢に加えて、衛星画像解析で判明したICBMサイロの大幅な増設をして、それらすべてにICBMが装填されねばならないわけではないものの¹¹⁹、能力面から中国の大幅な核弾頭数の増強策を裏付ける根拠だとして受け止められている¹²⁰。また、戦略運搬手段においても、極超音速滑空体（hypersonic glide vehicle: HGV）からの部分軌道爆撃システム（fractal orbit bombardment system: FOBS）実験の実施が報じられたことを受けて、同国が報復第二撃を前提としたNFU政策にとどまるのか否かを疑問視する見方が強まっている¹²¹。中国の核戦力増強の意図をめぐっては、より強固な核戦力がより大きな自由をもたらし、米国によって中国が何らかの形で屈服させられるリスクを低減しようとしているとの見方もあれば¹²²、それらはむしろ米国以外の核保有国に対する目配りなのではないかとの指摘もある¹²³。このほか、前述したように将来的な米中間での新たな戦略協議においては、戦略的安定の観点から米中両国とその同盟国に対するNFUを相互に宣言するべきとの指摘もある¹²⁴。また、サイバー攻撃や長距離精密打撃によって核兵器システムが破壊される懸念が高まる中、中国としては台湾海峡をめぐる米中相互抑止の関係を優先的に構築すべきであるとか、弾道ミサイル防衛（ballistic missile defense: BMD）が強化される状況では、中国としてもICBM戦力を一層拡大せねばならないといった議論がある一方で、もし米中間で相互のNFU政策に合意し、米国が核戦力増強やBMDの展開を控えれば、中国としても核弾頭数の増強策は不要となり、先々、核弾頭数の削減に踏み込む余地も生じるのではないかと、といった考察も散見される¹²⁵。

核軍備管理への中国のコミットメントについては、米露2国間核軍備管理

条約によって、長年同国が第三者的に戦略的利益を享受してきたとされる一方で、中国としてはこれらに何らの関与もせず、2020年に米国が米中露3カ国による21世紀型の軍備管理モデルを提唱した際、中国外交部は自国の核戦力規模を理由に、即座にこれを否定した経緯がある¹²⁶。こうした中、将来の米中（米中露）核軍備管理を念頭に、INFレンジの中国の地上発射型ミサイルと、米国の空中発射型ミサイルに対して、核弾頭と通常弾頭を含めることで近似した規模だとみなし、これらを柔軟に組み合わせたうえで数値的な上限を等しくする、あるいはこうした中国のINFレンジの地上発射型ミサイルと、米露の戦略核を発射機単位で計算し、それらの上限を等しく設定することで、戦略核に優位性のある米露と、INFレンジのミサイル戦力に秀でた中国との3カ国軍備管理合意交渉を進めるのも一案だとする提案もある¹²⁷。

中国は2021年の第76回国連総会第1委員会において、平和的発展と自衛のための核戦略にコミットするとの宣言を発表し、また2022年には外交部軍備管理局長名で中国が進めているのは核軍備拡張ではなく、近代化のステップである旨を表明している¹²⁸。しかし、こうした声明が出される一方で、急速な核戦力の構築を進める近年の中国の姿勢が、従来の政策から大きく逸れるものだと指摘があることは見落とせない¹²⁹。また、掲げた目標と一致しない規律や抑制に欠く核兵器の配備が、将来、中国の核の目標自体を変更させる要因ともなりかねず、こうした不透明な姿勢が敵対国に複雑なシグナルを送る結果になっているとの批判もある¹³⁰。このため、現状では中国側の近代化のステップに関する表明を額面どおりに受け止めるのは難しいといわざるを得ないのではないかと。

（イ）インド

NPTの枠外で核実験を行い、1998年に核兵器の保有を宣言したインドは、中国と並んでNFU政策の採用を発表している。このインドのNFUは、2003年の同国内閣安全保障委員会（Cabinet Committee on Security: CCS）が発表した「インド核ドクトリン運用化の進捗見直し」によって明文化された¹³¹。それによれば、同国の核ドクトリンは①信頼できる最小限の抑止力を構築・保

有すること、②NFUとして核兵器はインドの領土や軍への核攻撃に対する報復にのみ使用されること、③先制攻撃に対する核報復は大規模で、受け入れ難い損害を与えるように設計されること、④核による報復攻撃は核司令部を通じて文民の政治的リーダーシップによってのみ許可されること、⑤非核兵器国に対して核兵器は使用しないが、生物兵器や化学兵器によってインドやインド軍が大規模な攻撃を受けた場合に、核兵器で報復する選択肢を保持すること、⑥核・ミサイル関連物質・技術輸出の厳格な管理を行うこと、FMCT交渉への参加と核実験モラトリアムを継続すること、⑦グローバルで検証可能かつ公正な核軍縮を通じて、「核兵器のない世界」という目標に継続的にコミットすることを明記した。

このように、インドの核ドクトリンは最初期からNFU政策を明確に表明してきた一方で、生物・化学兵器による攻撃には核報復を行うとして、核兵器の先行使用の可能性も同時に織り込んだかのような内容になっている。さらに、「インド核ドクトリン運用化の進捗見直し」の発表以降も、印パ関係の緊張などを背景に、インド高官によってNFU政策に戦略的曖昧性を加えるかのような発言がなされてきた¹³²。インドでは2003年以後、即応性が高い高精度の戦略運搬手段や弾道ミサイル防衛といった、報復第二撃能力と目される以上の能力の開発・獲得に多大な資源が投入されており、また、戦略的優位の観点から先制核攻撃オプションの採用を主張するインドの高官ら（高官経験者を含む）の発言などからも、インドがパキスタンの長射程核兵器システムを念頭に、対兵力打撃以外の柔軟な核オプションを追求しているとの指摘もある¹³³。

中国とパキスタンという、いずれも敵対的な核兵器国と核保有国に領土を接するインドは、過去20年余りにわたって「核兵器の長い影」の下に地域レベルでの競争に直面し続けてきた。そのため、昨今の核をめぐる戦略環境の変化にもかかわらず、インドがNFUを維持する意図がどこにあるのかは、その見直しへの懸念も含めて、今後も焦点になり続ける可能性がある¹³⁴。

ここまで主要国の核ドクトリンを概観してきたが、歴史的に複数のケースでNFU政策の採否が焦点となった経緯がある一方で、多くの場合は結果的に

先行使用が選択されていること、またこれらの国々は、その規模の差こそあれども、いずれも核抑止力の維持・強化のために核戦力の近代化にコミットしていることがあらためて浮き彫りになった。他方、核兵器の位置付けや軍備管理へのアプローチ、さらには核兵器の削減方針などにおいては、一部の国々を除いてほとんど共通項がみられないことも明らかになったと考える。

核兵器をめぐる国際構造は複雑さを増しており、透明性の限界も含めて、表面的な現象がその実態を表すとは限らない難しさがある。しかし、あえてシンプルにこうした国際構造を整理するとすれば、①軍備管理の強化によって現状維持を狙いつつも、核兵器の近代化に注力する米英仏と、②積極的な核軍拡競争を望んでいるとは思われないものの、意に沿わない軍備管理条約からは撤退し、核抑止力への依存をより一層強めるかの姿勢をみせるロシア、そして③米露軍備管理交渉とは距離を取り、核戦力の強化に勤しみつつ、新たな核の国際秩序において独自の立ち位置を示さんとするかに映る中国、さらには④新興の核保有国として、冷戦期の核抑止論とは異なる独自の論理の下に核戦力を増強するインドやパキスタンといった構図を見てとることができよう。

次節では終焉の危機に瀕している軍備管理条約に対して、その歴史的な経緯を検討するとともに、今日の状況下でいかなる処方箋が有効だと考えられるのか、2020年前後に発表された先行研究を中心に主要な軍備管理論をひもとき、考察を試みたい。

2. 「軍備管理『条約』の終焉」と戦略的安定への新たな模索

(1) 変容し続ける軍備管理

歴史的に軍備管理とはどのような措置であり、それはわずか80年弱の「核時代」において、いかなる戦略的含意を持ったのだろうか。20世紀までの国際社会において、軍備管理の大半は戦勝国から敗戦国に課されるものであり、その明確な目的の達成に向けて軍備管理交渉が行われてきた。しかし、「核時

代」に入った冷戦期の米ソ間では、新たに核戦争の回避という強い相互利益が軍備管理交渉の過程で顕在化し、その結果、当事国にとって「恐怖の均衡」の安定化を目指す軍備管理合意の形成が、本質的に自己強制的なものへと変わっていったとされる¹³⁵。1960年代以降は、戦略的安定を構成する危機の安定（先制攻撃の安定）と、軍拡競争に係る安定の言説を通じて¹³⁶、軍備管理にまつわるさまざまな効用が語られてきた。一例としては、軍備管理が特定の種目の兵器を凍結・制限・削減・廃棄し、軍事活動の防止や軍隊の配備を規制することで、偶発的戦争のリスク低減や軍拡競争の減速、予測可能性の向上に裨益し¹³⁷、戦争の勃発時にも、その目的や暴力の範囲を狭めるほか¹³⁸、国家間の緊張と危機の発生率や深刻度を高めて戦争を引き起こしかねない「安全保障のジレンマ」の悪影響を緩和できると論じられてきた¹³⁹。こうした価値が評価された冷戦期の軍備管理だが、その交渉の動因について、秋山は軍縮の追求、安定の追求、優越の獲得の3要素に分類するとともに、それらが大国間関係を軸にした国際環境と技術革新、さらには外圧に対する政策決定のシステムからなる「体質的適合性」によって影響を受けてきたことを指摘する¹⁴⁰。

他方、歴史的な観点も踏まえれば、軍備管理をあたかも「善なるもの」として手放しに評価するのは必ずしも正しい姿勢だとはいえない可能性もある。1950年代の終わりにブレナンが指摘したように、軍備管理が多くの場合に安全保障環境を改善し、その結果としてリスクの低減につながり得ると受け止められた一方で、それが新たに複雑で予見し難いリスクをもたらす危険性もあるとして、強い警戒感を呼んだことも否定し難い¹⁴¹。これは特に、一部の核兵器国や核保有国の軍備管理に対する消極的姿勢の背景を検討する際に、今も無視できない論点だといえよう。

なお、危機の安定と軍拡競争の安定の上位概念ともいうべき戦略的安定についても、広義において何を指すのかは諸説ある。戦略的安定について、ハーベイは米露の核攻撃の応酬を防ぐ、歴史的な核対立の構図を安定化させる目的でデザインされた①相互確証破壊（mutual assured destruction: MAD）のような相関性ある概念のセット、②核抑止などの学術理論、③大量報復戦略や

柔軟反応戦略あるいはNFUなどの政策、④そして弾道弾迎撃ミサイル（Anti-Ballistic Missile: ABM）条約などの軍備管理条約などを包摂する「キャッチオール」的用語だと定義する¹⁴²。他方、近年では核攻撃の応酬を防ぐこと以上に、より幅広い視野から戦略的安定を論じるものも多くみられる。一例として、テルトレは大規模な侵略の誘因がなく、意図が明確で行動が予測可能であること、主権が尊重され内政干渉がないことを戦略的安定の定義に挙げる¹⁴³。トレンンは戦略的安定を核保有国間の軍事的対立の回避、グローバルな競争の管理、核兵器の配備や核ドクトリンにおける一方的かつ並行的な自制、軍備管理なき状況での安定強化のためのコミュニケーション、信頼醸成、紛争予防メカニズムを含むものと位置付ける¹⁴⁴。戦略的安定が合意された定義なしに濫用されてきたと批判するアクトンも、冷戦期の危機の安定性に関する言説上の定義は過度に狭く、定量化が容易な戦略攻撃力の技術的特性から先制攻撃の安定を論じる傾向が強かったため、結果的に感情や圧力、誤算やコミュニケーション不足などの要素は軽視されたが、他方、近年の技術動向として高精度の通常戦力やミサイル防衛が危機の安定性にもたらすインプリケーションも無視し得ないとして、今日的にはこれらを幅広く勘案する戦略的安定概念の必要性を指摘する¹⁴⁵。ウォルトンとグレイも、今日の戦略的安定に考慮されるべきポイントとして、社会・経済・技術・信仰の影響、国際的な事象の流動性、極端な暴力がみられる時節への考慮、安定の連続性への理解（戦略的安定と不安定は絶対条件ではない）、さらに戦略的安定を軍備管理によって向上させられるとは限らないとの認識などを挙げている¹⁴⁶。このように、近年では核攻撃の文脈のみに限定されない戦略的安定の議論も数を増やしつつある一方で、その多くに予測可能性の向上や競争の管理、信頼醸成といった「第一の核時代」以来、軍備管理の効用として期待され、論じられてきた要素が含まれている点が注目されよう。

次に、「軍備管理『条約』の終焉」はどのようにして生じたと考えるべきなのかをあらためて検討したい。冷戦期に「恐怖の均衡」を安定化させるべく、外交交渉が重ねられた米ソ軍備管理は、冷戦終結の前後には急激な核軍備の削減へと帰結した¹⁴⁷。これらは検証可能な合意に基づくINF全廃条約や

START I、そして条約には基づかない米露双方の一方的な戦術核廃棄となった大統領核イニシアティブ（Presidential Nuclear Initiatives: PNI）などによって、目に見える成果を生んだ。このうち、START Iについては米ソ間で戦略核戦力の均衡が条約に織り込まれた反面、相対的に見れば米国に有利な規定が導入されたことから、勝者による優位性の固定を意図した「紛争終結時の軍備管理」の側面があったと評される¹⁴⁸。その後、米国一極の様相が強まり、かつての米ソ二極構造が急速に後退する中で、伝統的な戦略的安定から「ならず者国家」への拡散対抗へと米国がかじを切ったことにロシアが反発した。この結果として、結果的に突出した核不拡散と、モメンタムを失速させた米露の核軍備管理・軍縮との間には明白な相関関係が存在するとの指摘もある¹⁴⁹。一方、ロシアは2000年代にかけて、自国が弱体化する中で大国としての地位を誇示し、米国主導の国際秩序への異議申し立てや、ソフト・バランスングを行うための手段として米露軍備管理を利用した¹⁵⁰。「核兵器のない世界」を提唱するオバマ政権の登場も、その実態は核不拡散と核テロ対策の推進が主眼であり、核軍縮はその推進力との位置付けであったとの指摘もある¹⁵¹。さらに、非核戦力で他国を圧倒する米国にとって、核戦争は唯一の存立に関わる脅威であり、「核兵器のない世界」に向けた核軍備管理や核不拡散の提案には多様なメリットがあった一方で、このときのロシアが必ずしも米国と同じメリットを享受できたわけではなかったとの見方もある¹⁵²。

もしこのように整理するならば、「軍備管理『条約』の終焉」の主な背景としては、冷戦終結以降、米露双方の軍備管理条約をめぐる行動と、国際安全保障環境の変容によって、条約を維持する政治的・軍事的なモメンタムが徐々に蝕まれてしまったとみることもできよう¹⁵³。序章で述べられたように、今世紀に入って以降、2002年にABM条約、2019年にINF全廃条約が終了し、また新STARTも2023年にロシアによって履行停止の状況に置かれてしまった。このうちINF全廃条約と新STARTは、それぞれ500kmから5,500kmの中距離核戦力と5,500km以上の射程距離を持つ戦略核戦力をカバーする条約であることから、米露首脳は2020年にかけて、中国や英仏も交えた新たな後継条約交渉を模索した。しかし、かたや核弾頭をストックパイルも含めて4,000発

近く保有する米露と、300から400発程度の規模でしかない英仏中との軍備管理は、あたかも1922年のワシントン海軍軍縮条約のような不均衡な制限を求めるものになりかねない¹⁵⁴。また、そもそも大国間競争下でパワーバランスへの見通しが収斂せず、不確実性も高い状況において、核兵器国間で軍備管理合意を形成し、軍事的／政治的要素を持つ核戦力の分布を固定化するインセンティブは必ずしも高くないと論じられてきたことは留意すべきであろう¹⁵⁵。

さらに、もう1点考慮せねばならないポイントとして、2つのニア・ピアな競争相手国を念頭に、米国で再び核優勢を追求する議論が台頭しつつあることにもあらためて触れておきたい。冷戦期においては、相互脆弱性や軍備管理の導入によって、核優勢を目指す動きは、結果的に戦略的安定の追求へと置換されてきた¹⁵⁶。翻って、中国の核戦力の増強を前に、2030年代にかけて、米国で未配備の核弾頭を新STARTの制限を超えて最大搭載量まで戦略運搬手段に搭載する「アップロード・ヘッジ」が論じられていることはすでに述べたとおりである¹⁵⁷。もっとも、こうした核優勢追求の動きは、それがいかに中国の核軍拡への対応策であったとしても、新STARTの制限を超える場合には、米国の動きに呼応してロシアも核弾頭数の増強に転じる可能性が指摘される¹⁵⁸。また、米中露が核弾頭数の増強に進むとなると、中国を仮想敵とするインド、そしてインドと敵対関係にあるパキスタンのさらなる核軍拡ドミノの動きにもつながりかねず¹⁵⁹、そうなれば核の国際秩序や核不拡散体制への影響は甚大なものとなりかねない。核抑止は単純に核弾頭数の問題ではなく¹⁶⁰、また2つのニア・ピアな競争相手国の存在に対して有効な抑止を論じるのは、論理的には困難だとする議論もある¹⁶¹。しかし、そうかといって米国が新STARTの定める戦略核配備上限の1,550発に踏みとどまった場合、将来的にロシアと中国の両方を抑止するのに十分ではないとの懸念が高まる可能性も否定し難いとの見方に立てば¹⁶²、優位性の追求と現状維持のいずれも、時間の経過とともにジレンマを抱えることになる予想される。

他方、冷戦終結というタイミングで起こった、1991年の米露PNIに象徴されるような一方的かつ大幅な核軍備縮小のイニシアティブや¹⁶³、新START後継交渉が難航していた2013年にオバマ大統領がベルリン演説で言及した、米

国の戦略核戦力の3分の1の削減提案などは¹⁶⁴、「核の復権」と大国間競争が激しさを増す情勢下において、主要な核兵器国の核兵器政策に採用される見通し自体、極めて低いと見なければならぬだろう。この背景には、米国議会上院で自国の優位性を高める条約以外は一切批准しないととのムードが強まる一方で、中国やロシアでは、米国に一方的な有利をもたらすような条約に参加する政治的意思をもちや持ち得ず、結果的に当事国それぞれに相応の妥協が求められるような、公正でバランスの取れた軍備管理条約が形成される見通しが立たなくなっているとの指摘がある¹⁶⁵。逆に見れば、現状ではそうした妥協を受け入れてまで、条約交渉の先に求める軍備管理合意に参加するメリットが当事国間で見えにくくなっているといえるのではないだろうか。この点で、2023年6月、サリバン米大統領補佐官が中露の核兵器に対する効果的な抑止のために、米国の核兵器数が競争相手の合計数を上回らねばならないわけではないと述べつつ、人工知能（artificial intelligence: AI）プログラムを人間が意思決定のループに入ることなく、核兵器使用の許可に用いられないことを明記する世界的合意の確立に意欲を示したことは¹⁶⁶、今後の軍備管理のアプローチを考えるうえでも示唆に富む、画期的なものであったといえよう。

なお、本章の主眼とする核兵器関連の条約ではないため詳細は他稿に譲るが、危機に瀕するそのほかの軍備管理条約の事例としては、2007年以来、ロシアが履行を停止してきた欧州通常戦力（Conventional Armed Forces in Europe: CFE）条約において、2023年に同国が正式に条約を脱退したことが挙げられる。また、オープンスカイズ条約（Treaty on Open Skies）では、2020年に米国がロシアの条約違反を理由に条約を脱退したのに続いて、2021年にロシアも同様に脱退手続きを取っている。

（2）新たな軍備管理論の諸相

このように、「核の復権」と大国間競争の下で核優勢へのシフトを説く議論すらも台頭する中、「核時代」において戦略的安定に裨益する手段と考えられてきた軍備管理は、今後いかなる方向を追求すべきなのだろうか。ここで冷戦期以来、軍備管理の方針について、いわゆるタカ派（hawks）とハト派（doves）

と呼ばれるさまざまな立場・視座の下に、研究者や実務家の間で核兵器政策をめぐる活発な議論が重ねられてきたことに触れておきたい。

「第一の核時代」にあって、米国では核戦力の規模と種類の数的増強を主張したタカ派と、それらの削減を主張したハト派との顕著な対立の構図がみられた¹⁶⁷。ここで最も重要なことは、核兵器政策をめぐるタカ派とハト派のいずれも、文明社会を破壊しかねない核戦争を回避するための言説を展開してきた点にある。一般的にタカ派の場合、核優勢によって核戦争のリスクを抑える「力による平和」を追求し、ハト派は過剰な軍備が相手国に攻撃を受けることへの恐怖心を植え付けかねないとして、軍備管理による安定を推進しようとしてきたと整理される¹⁶⁸。

一方、クーパーによれば、古典的な抑止力中心の軍備管理概念と、その外交上の実践の歴史が示すのは、タカ派やハト派の主張するところではなく、そのまさに中間に位置するフクロウ派 (owls) と呼ぶべき「中道的なアプローチ」だという。そして誰もが望まない、意図せざる核戦争を勃発させないための「ガードレール」として、また地政学的環境が改善されるまでの間に「時間を稼ぐ」方策として、今後も軍備管理政策を追求すべきだとされる¹⁶⁹。このフクロウ派について、アリソン、カーネセールおよびナイは、事態が制御不能な状況に陥ることに起因した、意図せざる核戦争の危険性を重く見る立場だと説明する。こうしたリスクに対して、フクロウ派は切迫した危機的状況では、非合理的要因が核抑止のための合理的意思決定プロセスを劣化させかねないとして、危機の回避と核抑止の統制強化策を追求する。ナイはロシアによるウクライナ侵攻に際して、核の倫理の再検討をテーマに論文を発表しているが、その中で核戦争の回避には①信頼できる核戦力の維持、②従来の核抑止力の改善、③危機の安定性の向上、④避けられない事故の削減、⑤戦争終結のための手順の検討、⑥危機の防止と管理、⑦核不拡散の活性化、⑧誤解を防ぐコミュニケーションの改善、⑨軍備管理交渉の追求、⑩時間とともに核兵器への依存を軽減する10項目が重要だと提唱した¹⁷⁰。これらフクロウ派の論理は、「核の復権」と大國間競争の下で「核時代」の行方が問われる現下の状況において、抑止力の維持・改善から意図せざる核戦争の回避、そし

て軍備管理や核不拡散の追求まで、幅広い目配りがなされた合理的なアプローチであるように映る。

いずれにしても、フクロウ派の議論は危機回避のための措置として、信頼できる抑止力を維持することで危機の安定性を高め、定期的な2国間協議やすべての核兵器保有国によるコミュニケーションの下に、アクシデントで生じる影響の軽減と危機管理の強化を重視してきた¹⁷¹。これは、前述したような軍備管理合意に参加するメリットとして、核兵器を保有する多くの国々で受け入れられやすい考え方だと見ることができるのではないだろうか。また、こうした危機回避のためのさまざまな措置においても、比較的着しやすと思われるものとして、ホットラインはあらためて注目すべきであろう。キューバ危機以来、意図せざる核戦争回避のための手段として注目されてきたホットライン協定は、1963年の米ソ間の覚書、1971年の米ソ間ホットライン近代化協定に続き、1966年の仏ソ間ホットライン協定、1967年の英ソ間ホットライン協定が締結されており、1987年には米ソ両国の首都に核リスク削減センターが設置され、危機を回避するためのコミュニケーション・チャンネルの強化が行われてきた。このほか、1998年には米中および中露間でホットラインの設置に合意したほか、中印間でも同様の合意がなされ、2004年には核戦争につながる誤解を防ぐことを目的に、印パ両国外務省間でホットラインが設置されている¹⁷²。なお、核保有国間の合意以外にも目を向ければ、北朝鮮と韓国、台湾と中国との間にもそれぞれ2008年と2015年にホットラインの設置が発表されている¹⁷³。しかし、冷戦終結後の「核の忘却」の期間を経て¹⁷⁴、再びこうしたホットラインが危機的な状況にあって十全に機能するかどうかは、全く別な問題だといわざるを得ない。こうした中、核リスク低減のために、核兵器国間でのコミュニケーションの手段を増やす必要があるとの近年の先行研究には、無視し得ない合意があるといえよう¹⁷⁵。

ここまで、軍備管理論を取り巻く3つの立場・視座について概観したが、翻って今日の軍備管理論ではいかなる政策的論争がなされているのだろうか。以下、近年の主要な軍備管理論をひもとき、それらを大きく①核戦争回避と抑止力重視型、②国際規範重視型、③「核兵器のない世界」型のカテゴリに分けて

考察を試みたい。なお、先行研究で軍備管理論の主体が米国となっているケースが多いことはあらかじめお断りしておきたい。

①核戦争回避と抑止力重視型の軍備管理論

はじめに、2022年のロシアのウクライナ侵攻直前に米国で発表された「統合軍備管理」論について触れたい。ハースマンらは、戦略的安定の強化に資するべく柔軟性があり、かつ複数の技術やアクターにまたがる持続可能な「統合軍備管理」を提唱した¹⁷⁶。その後、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、「統合軍備管理」の共同執筆者であったウィリアムズは、アダモブロスとともに、意図的に危機をエスカレートさせ、強要のために核兵器を使用する行為者の存在を念頭に、意図せざるエスカレーションの可能性を低減するべく設計された、従来の軍備管理・リスク削減措置は見直さねばならないと厳しく指摘した¹⁷⁷。そして、新たに「統合軍備管理」として①抑止力の要件に見合った軍備管理と、②短期的なリスク軽減措置の策定、そして③同盟国の戦略的優先事項の促進や、④米国の戦略的近代化政策の継続、さらに⑤軍備管理の機会を模索しつつ、新興技術での競争を優位に進める重要性を強調した¹⁷⁸。このように、「統合軍備管理」とは2つの戦略的競争者を念頭に、バイデン政権の国家安全保障戦略が定めた「統合抑止」とペアとなって機能するようデザインされ、信頼醸成や法的拘束力のある合意遵守の検証メカニズムといった、従来の米ソ・米露軍備管理における焦点とは異なる側面に目を向けた新たなアプローチだといえよう¹⁷⁹。

「統合軍備管理」論が軍備管理条約とその交渉によらない、短期的なリスク軽減措置を掲げた点に関しては、ほかの軍備管理論においても同様の論点を見出すことができる。一例として、核戦争の防止を念頭に、戦略的安定と軍備管理を重視しつつも、新たな軍備管理政策の在り方を論じたブルックスの研究がある。ブルックスは「軍備管理『条約』の終焉」の状況下で、従来の条約の形態に固執せず、核戦争防止と危機の安定性を向上させるあらゆる協力と、軍備管理の概念に立ち返った政策として、透明性や予測可能性の向上、米露の戦略的均衡の維持、核兵器国の戦略的安定への関与、NPT第6条義務

への対処、5核兵器国+印パの戦略協議の実施などを提唱する¹⁸⁰。これと方向性の近い議論として、グラフとティースも非協力的環境下での軍備管理はエスカレーションのコストを変化させ、戦略的安定への信頼感を高め、世界的なパワーシフトの管理に寄与する一方で、協力的な軍備管理は当分実現せず、多極化する戦略的關係の下で、軍備管理の目的はリスク低減と全面核戦争の防止、軍拡競争の管理へと回帰するだろうと指摘する。そのうえで、中国の多国間軍備管理への関与促進、指揮・統制・通信（command, control and communications: C3）システムのレジリエンス確保、精密打撃兵器の役割の明確化などを提言する¹⁸¹。以上の先行研究は、リスク軽減や戦略協議をキーワードに、従来の軍備管理条約の形式を離れて戦略的安定や核戦争の回避を追求しようとする点に共通項があり、意図せざる核戦争を防ぐための短期的な処方箋という観点でも重要な示唆を含むといえよう。

こうした一方で、前述した「統合軍備管理」のもう1つの側面として、抑止力に重きを置く軍備管理論にも触れないわけにはいかないであろう。クローニグは秘密主義と欺瞞を重視した戦略文化を持ち、軍備管理交渉の経験が薄い中国に、検証可能性や透明性を備えた軍備管理を求めるのは困難であり、また米中の核戦力の量的均衡は米国の核抑止戦略上も望ましくなく、中国も不平等条約を締結する意欲は低いであろうとして、米国の核優勢を維持しつつ、戦略的安定に向けた米中協議や新STARTの検証活動への招待など、中国に軍備管理を学ぶ機会を増やすよう提案する¹⁸²。ペインとドッジは米国に対する核兵器の先行使用の威嚇を阻止するために、柔軟な核兵器政策と、変化に対応可能で拡張性のある戦力体制の維持・強化を許容できるような軍備管理を追求せねばならないと論じている¹⁸³。マウラーは、核兵器と新興技術を区別せず、自国の利益を形成・強化し、敵対国の優位性をオフセットするのに資する軍備管理条約こそ支持すべきであり、その軍備管理の成功を平和や国際協力の文脈に結び付けるのは、正しい理解を見誤らせると鋭く批判する¹⁸⁴。クロフォードとヴは、軍備管理を大国間関係の調整手段、とりわけ敵対的な連合の形成に楔を打ち込む手段だと位置付け、米国は中露の戦略的連携を弱体化させるべく軍備管理を活用するよう説いている¹⁸⁵。

これらはいずれも米国の核抑止戦略を念頭に、国際政治のネオリアリズム学派が主張するところの相対的優位性を追求した軍備管理論だと見ることもできよう¹⁸⁶。しかし、競争相手に対する優位性にあまりに力点が置かれ過ぎると、これらの軍備管理論が推奨するゴールに中国やロシアが自国の利益を見出し難くなり、合意形成の見通し自体がおぼつかなくなる懸念もある。

②国際規範重視型の軍備管理論

次に、より規範的な観点に重きを置いた近年の軍備管理論として、いくつかの先行研究を検討する。はじめに、「マルチステークホルダー」型軍備管理とも呼ぶべき、ムーディとチャンの議論を取り上げたい。それによれば、敵対的な地政学的環境下で軍拡競争圧力が上昇し、軍備管理など多国間協力の先行きの不透明さが高まる中、軍備管理の取り組みが成功すれば主要国で長期的な経済的・戦略的利益の獲得が期待され、グローバル・ガバナンスの強化にもつながる一方で、軍備管理の再活性化に失敗した場合には、国際システムの中核的要素である規範や制度に悪影響が及び、競争上の圧力も一層激化しかねない¹⁸⁷。このため、地政学的に争われる今日の安全保障環境下で軍備管理を再活性化させるには、大国の長期的関与、中小国や国際機関も交えた「マルチステークホルダー」アプローチの採用と、軍備管理の基礎的概念の再構築が必要となると提唱する¹⁸⁸。



核軍縮に「英知が不可欠」だとした国際賢人会議（2023年12月8日第3回国際賢人会議会合〔長崎県長崎市にて開催〕）（共同）

ヨーロッパ・リーダーシップ・ネットワークとアジア・パシフィック・リーダーシップ・ネットワークが連名で2023年5月に発表した共同声明も、大国間競争の熾烈化により、NPTの枠組みだけで核軍備管理とリスク低減を進めてゆくのは今後一層困難になるとして、国際規範の維持が厳しくなっている状況に警鐘を鳴らしている¹⁸⁹。具体的には、5核兵器

国に多様なレベルでの戦略的安定を目指した対話と、戦略的リスク低減のための協議を再開するよう要請し、米露両国には新STARTの戦略核配備数上限を上回らないよう求めるほか、CTBT署名国および未批准国に核実験のモラトリアムと条約発効に向けて協働するよう提案している¹⁹⁰。

地政学的競争下での欧州における軍備管理論として発表された、2022年のボズウィンケルとヴァンホーフの研究は、軍備管理・軍縮をめぐる趨勢がポスト冷戦期に主流であった規範的な軍縮アプローチから、昨今の緊迫した地政学的環境の下では戦略的安定や競争優位性を中心とするアプローチへとシフトしたことを論じている¹⁹¹。そのうえで、軍備管理の究極的目標は核のエスカレーションの防止にあるとして、NATOによるデュアルトラック・アプローチを再考し、戦略的安定の向上に努めるとともに、戦略的な計算を転換させて敵対国と交渉のテーブルにつき、またこれと同時に欧州市民によるものも含めて、抑止と軍備管理に関する知的基盤を強化することの必要性を指摘する¹⁹²。

なお、日本外務省主催の「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議（International Group of Eminent Persons for a World without Nuclear Weapons: IGEP）が2023年に発表した「2026年NPT運用検討会議第1準備委員会に向けたIGEPメッセージ」も、こうした国際規範重視型の言説を展開した例に数えることができよう。同メッセージでは核戦力の増大、軍備管理の提供するガードレールの減少、核兵器使用に伴う人道的影響への懸念、増大する核拡散リスクなどを念頭に、NPTに立脚した核不拡散体制を損なわぬよう、具体的な規範強化策としてすべてのものにとって安全保障が損なわれず、核兵器の使用または威嚇が行われず、核実験を実施せず、兵器用核分裂性物質を生産せず、過去のNPT運用検討会議のコミットメントが再確認されることを訴えつつ、戦略的抑制を呼びかけ、核戦力、核態勢、核ドクトリンの透明性を高め、戦略対話や危機におけるコミュニケーションの開始・維持などに加え、新たな軍備管理取り決めの確立のために対話を進めることを打ち出した¹⁹³。これらは、いずれも昨今の軍備管理論に通底する懸案事項を網羅的に取り込んだうえで、NPTを中心に不拡散規範をいかに維持するかに焦点を当て、明瞭なメッセー

ジを打ち出したものとして評価できよう。

このほか、条約や協定ベースの新たな軍備管理を論じた近年の研究に、アクトン、マクドナルドおよびヴァッディらの「包括的軍備管理アプローチ」がある。具体的には、米露間でのSLCMと海上発射ブーストグライドミサイル（sea-launched boost glide missile: SLBGM）に関するデータ交換、核弾頭貯蔵施設またはその疑いのある施設に対する透明性レジーム、欧州のイージス・アショア弾道ミサイル防衛施設に対する信頼醸成レジームに加えて、米中間での兵器用核分裂性物質の生産禁止や透明性に関するレジームと、米中露間の弾道ミサイルおよびミサイル防衛実験、宇宙発射に関する発射通知協定の締結、高高度衛星の周辺の「キープ・アウト・ゾーン」に関する3国間協定の締結を提言する¹⁹⁴。

これら先行研究のいずれも、大国間競争下で戦略環境が大きく変化したとの現状認識から、核不拡散の国際規範の維持を基盤に軍備管理条約の新たな形態を模索する点で共通項がみられるが、最大の課題は軍備管理を再活性化させる必要性について、大国間でいかに共通認識を醸成するかという点に集約されるのではないだろうか。

③「核兵器のない世界」型の軍備管理論

近年の軍備管理論の最後に、核抑止の構造をより俯瞰的に批判することを通じて、核兵器国に新たな一步を踏み出すよう説く、「核兵器のない世界」に向けた先行研究の議論にも触れておきたい。こうした「核兵器のない世界」の達成に向けて進むべきステップを示すアプローチには、リアリスティックな目配りを見せるものから、よりリベラルな多国間協力の可能性を強調するものまで幅があると考えられるが、いずれにしても、これらの言説に通底する核軍縮規範、あるいは核兵器の人道側面などの倫理面の考慮への重要性は見落とせない。

ペリーとコリーナの研究はロシアのウクライナ侵攻前に発表されたものではあるものの、歴史的に米国とロシアが意図せざる核戦争の一步手前という状況に度々直面してきた事例を踏まえ、多様な政策処方箋を提示している。

具体的には警報即発射態勢の終了、核兵器の先行使用の禁止、ICBMの廃止と核戦力の再構築の縮小、新STARTの維持と核戦争の気候影響研究に則った100発程度の水準への核戦力の削減、戦略ミサイル防衛に対する制限の付与、首脳レベルでの迅速な合意形成の追求などが列挙されている¹⁹⁵。ピクラムは軍拡競争の流れを止めるために、米国は新STARTを維持し、NFU政策を採用し、地上発射型ミサイルの警報即発射態勢の解除によって偶発的な核兵器使用リスクを低減し、戦略的安定を損ない、また核戦争のリスクを高めかねない潜水艦搭載型の低核出力核弾頭や地上発射型ミッドコース防衛システム（ground-based midcourse defense: GMD）を見直す一方で、ロシアも核弾頭搭載可能なHGVやINFレンジのミサイル戦力の削減を行うべく、米露間で協議を開始すべきだと提唱する¹⁹⁶。

こうした大幅な核軍備の削減を論じた言説は、米国から国際社会へと広がり支持を集めた「核兵器のない世界」をめぐるシュルツ、キッシンジャー、ペリーとナンらの「四賢人論文」であるとか¹⁹⁷、米露の核弾頭数を1,100発まで削減し、すべての核兵器国によるNFU政策の採用から、米中露の核弾頭数の300発水準への削減に至る複数のフェーズを通じて、「核兵器のない世界」の実現を目指したグローバル・ゼロ運動のような¹⁹⁸、2010年前後の軍備管理論の系譜とも連なるものだととらえることができるだろう。また、前述した以外の先行研究にも目を向ければ、例えば核兵器のファースト・ストライクのためのターゲッティングの解除や¹⁹⁹、ICBMの廃止によるトライアッドの2本柱（dyad）化²⁰⁰あるいは戦略ミサイル防衛の見直しなどが論点に挙げられてきた²⁰¹。しかしながら、いずれの論点も賛否があるとともに、既存の核抑止の構造に大きな影響を及ぼすことなどから、5核兵器国と核保有国の核兵器政策や核ドクトリンで採用されるには至っていない。

実際に「核の復権」の状況が強まる中で、こうした「核兵器のない世界」に向けて大幅な核軍備削減へのかじ切りを説く軍備管理論に鋭い批判が行われているのも事実である。一例として、ロバーツは米露核軍備管理の推進が困難な状況にあって、米国が単独で取りうる4つの削減オプションをリアリスティックな観点から評価することで、軍備管理をめぐる「戦略的忍耐」の重要

性を訴えている。この4つのオプションとは、①欧州 NATO 諸国に配備する米国非戦略核の撤去、②米国の配備済み核弾頭を1,550発から3分の1削減すること、③核戦力トライアドの縮小、④最小限抑止態勢への移行を指す。ロバーツはこれらのオプションが同盟国への拡大抑止や安心供与を弱体化させ、米国による大国間競争へのコミットメントに疑念をもたらし、有事の核戦力需要への対処と回復力を低下させると警鐘を鳴らしている。また、一国主義的な核の削減にほかの核兵器国が同調する保証はなく、結果的に米国の核抑止の機能から戦略的安定、拡大抑止、安心供与の要素を損ないかねないといった厳しい指摘を加えている²⁰²。

こうした一方で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り、安全保障環境が厳しさを増す中でも国際社会の平和を確保するべく、「核兵器のない世界」の実現に現実的な取り組みを進めねばならないことは言をまたない²⁰³。核の脅威が国際社会に影を落とす困難なタイミングにあつてこそ、「核兵器のない世界」を見据えた着実な取り組みを進めることに重要な含意があると考えられる。そのため、目指すべき「核兵器のない世界」という目標に向けて、いかに一步を踏み出すべきか幅広く検討を続けるとともに、何を軍備管理上の優先的課題とし、その実現にどのようなハードルがあるのか、国際政治のリアリスト的な視座からも常に問い直していく必要があるといえよう。

以上のように、ここまで新たな軍備管理論として先行研究を大きく3つのカテゴリに分類し、それぞれの論理について考察した。いずれのカテゴリも重視するポイントが異なるため、一概にその優劣を問うことはできないものの、戦略協議をベースとしつつ、軍拡競争の管理や戦略的安定に資する軍備管理の重要性を説くものがみられる一方で、冷戦期以来の米ソ・米露軍備管理条約を敷衍するような合意を追求するケースが少ない点は、注目されるべき傾向だといえるのではないだろうか。

おわりに

本章では核兵器政策の一部の論点を問い直し、主要国の核ドクトリンを検

討することで、今日における核兵器の役割をあらためて考察した。また、「軍備管理『条約』の終焉」が現実化しつつある中、2020年前後に発表された多様な軍備管理論をひもとくことで、「核の復権」と大国間競争の下で求められる軍備管理の焦点や、それらの議論における共通項の析出を試みた。

そこで、本章の結びにかえて、安全保障環境の変化に即した新たな軍備管理の在り方をフクロウ派の視座に立った「大国間競争下での合理的軍備管理措置」のアプローチとしてここに提案したい。まず、なぜフクロウ派なのかという点について述べたい。米露間の軍備管理条約が相次ぎ終焉の危機に瀕していることに鑑みれば、潜在的な将来の核軍拡競争と核拡散リスクの増大は、国際安全保障環境と核の国際秩序の両面から深く懸念される場所である。また、核の威嚇が横行し、核抑止への期待が高まる状況を踏まえれば、一方的な核軍備の削減であるとか、それに準じる措置を核兵器国に求めるのは現実性に欠くといわざるを得ない。このため、抑止力の維持・改善を通じて戦略的安定性を高める一方で、両極端を取らず、まずは喫緊の課題である意図せざる核戦争勃発のリスク低減を追求する、中道的なフクロウ派の思考に準えて議論するのが現時点で最善であると考えられる。

次に、従来の軍備管理と「大国間競争下での合理的軍備管理措置」との違いは、多様なステークホルダーとの継続的な協議を重視し、短期的には軍備管理条約のみに依拠せず、より実質的な危機回避のための合理性あるアプローチを追求する一方で、中長期的には公正さを旨として、検証可能な軍備管理合意の形成を視野に入れたところにあるとあってよい。核兵器の文脈で、終焉の危機に瀕する冷戦期以来の軍備管理条約とは、概して2国間での戦略的安定を追求するものであったが、前述した複数の先行研究で、それらの一部が冷戦終結の前後に変質したことが明らかにされている。具体的には、米国が戦略的優位の固定を追求し、核不拡散を突出させ、通常戦力優位を背景に「核兵器のない世界」へのイニシアティブを打ち出したのに対して、ロシアは当初、核大国の地位を求めて追従したものの、徐々に米国のスタンスへの反発を強め、再び核戦力への依存度を高める中で米国の軍備管理政策から離反し、その関与を弱体化させる結果に結び付いたと解される。今日の米国から見た

ニア・ピアな2つの競争相手国の台頭は、こうして弱体化した軍備管理体制の下に生じることとなる。さらに、一部で論じられている米国としての核の優位性の追求はもとより、新START水準での現状維持も、あるいは一方的な核戦力の削減も、それぞれが無視し得ない重大な戦略的リスクを抱えることになりかねない。

このため、まずは意図せざる核戦争の防止を端緒に、戦略的安定の向上を追求し、軍備管理による安定を模索するのが至善の策だと考えざるを得ない。このとき、大国間競争下で優位性の帰結が不分明な状況で、核戦力に対する制限に踏み込むには多くの困難が予想されることから、短期的には大きな成果を追求せず、中長期的な視野で中国や英仏などの核兵器国も関与できる、合理的な軍備管理合意の形成を模索する必要がある。余談ながら、これは2023年に開催されたG7サミット「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」での「現実的で、実践的な、責任あるアプローチを通じて達成される、すべての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界という究極の目標に向けた我々のコミットメント」²⁰⁴とも基本的に同じベクトルを指すアプローチだと考える。本章が提案する「大国間競争下での合理的軍備管理措置」とは、従来の2国間の核軍備管理条約の枠組みのみにとらわれることなく、「3大核大国」の構図の基に、戦略的安定性の強化に向けた重層的、段階的な複数の政策的措置を盛り込んでゆく、あくまでも柔軟な軍備管理の考え方を意味するものとした。

まず、短期的には意図せざる核戦争の回避策として、例えばホットラインの技術的更新の実施に始まり、宇宙・サイバー・電磁波の各ドメインでの攻撃や不測の事態に際して、核兵器システムが誤認や誤動作を引き起こすことがないよう、核兵器国や核保有国間での新たな取り決めを模索することが求められよう。また、首脳レベルからトラック2まで重層的に戦略対話を試みることで、主要国間での戦略的安定に対する共通認識の醸成に努めるとともに、将来の軍備管理合意の形成に向けたデータ交換や、相互主義の下での検証といった文化の浸透・内面化を促すことも追求に値しよう。もっとも、軍備管理はおろか、戦略対話にすら消極的な国々のコミットメントを求めるためには、

「軍備管理『条約』の終焉」と「核の復権」の下で、意図しない核戦争が勃発するリスクへの共通認識を広めることは欠かせない。この点で、前述の米国バイデン政権による、核兵器使用に人間の判断を介在させないAIを利用することへの規制の試みは、その帰趨はともかく模範的なアプローチだと評価できる。

それと同時に、国際核秩序を立て直し、特に核不拡散の国際規範を維持するためにも、核兵器国がNPT第6条の核軍縮誠実交渉義務に応えることは必要不可欠である。この点は従来の軍備管理課題と軌を一にするが、ロシアのウクライナ侵攻に前後して、意図せざる核戦争への懸念が高まり、また核兵器の人道的影響を背景に核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW）が交渉・発効する時代にあって、核兵器国による誠実交渉の成果は、それが最も困難なタイミングであるのにもかかわらず、一層踏み込んだものを期待されてしまうであろうことは否定し難い。こうした中、最も政治的なハードルが低いと目されるのは5核兵器国の協議枠組みである「P5プロセス」の活性化と、それに伴う核ドクトリンや核戦力への透明性強化策の発表であろう。逆に「核の復権」という背景から、政治的な難度が高いと考えられるものとしては、米中によるCTBT批准やロシアの同条約批准撤回の見直し、5核兵器国による法的拘束力のあるNSAへの新たなコミットメント、あるいは核軍縮の不可逆性に対する共同宣言などではないだろうか。

一方、中・長期的には、公正さを旨とする検証可能な核軍備管理合意の成立に向けた交渉の再開が望まれる。また、「核兵器使用の唯一の目的」、あるいはNFU政策をいずれすべての核兵器国が採用できる環境条件の整備を念頭に、核兵器国間で核弾頭と戦略運搬手段に関する軍備管理の枠組みを協議してゆくことも不可欠だといえよう。このとき、当初は「核兵器使用の唯一の目的」やNFU政策に留保条件が付いたとしても、段階的にそれを解除してゆくアプローチも許容する緩やかさが求められようし、特定の国家間における相互主義的な合意形式からスタートすることも一案だと考える。最後に、長期的な課題として核兵器国間で警報即発射態勢の解除や、トライアドの見直しなどの「核兵器のない世界」に向けた核軍縮の削減策に踏み込む必要があるが、これらはNSAやNFUの先にある、核兵器政策上のより困難な挑戦であっ

て、その実現には国際安全保障環境の根本的な改善がそもそもの大前提となるであろうことはあらためて強調せねばならない。

もっとも、今日の安全保障環境の実情に照らせば、ここまで述べてきた重層的かつ段階的な「大国間競争下での合理的軍備管理措置」の取り組みですら、その先行きは楽観視できるものではない。しかしながら、政治的にも軍事的にも耐久性があり、戦略的安定に資するような軍備管理合意を構築するためには、真に追求する価値のある理念や目標が本来必要なのではないだろうか。そして、こうした理念や目標を踏まえ、ステークホルダーがそれぞれの国益に資するとの判断を下し、参加に踏み出せるようなある種の公正さを持った取り組みこそ、「核時代の新たな地平」で軍備管理に求められる本質なのではないかと考えるのである。

※本章は、執筆者による以下の既刊論文などを基に執筆された。

一政祐行「『冷戦2.0』と軍備管理」『安全保障戦略研究』第4巻第1号（2023年12月）1-20頁。

一政祐行「欧州安全保障と核抑止——高まるロシアの核の脅威と欧州の戦略的自律」中内政貴、田中慎吾編著『外交・安全保障政策から読む欧州統合』（大阪大学出版会、2023年）251-274頁。

一政祐行「『第2の核時代』論再考」『国際政治』第203号（2021年3月）17-32頁。

一政祐行「『競争時代のグローバル・ブリテン』報告書と核軍備管理・軍縮不拡散の展望」

『NIDSコメンタリー』（2021年5月27日）1-8頁。

一政祐行「核弾頭の解体・廃棄と『有志国検証アプローチ』——核兵器禁止条約（TPNW）の検証制度整備に向けた一考察」『安全保障戦略研究』第1巻第2号（2020年10月）35-56頁。

- 1) Barry R. Posen, "Crisis Stability and Conventional Arms Control," *Daedalus* 120, no. 1 (Winter, 1991): 217.
- 2) Amy F. Woolf, "U.S. Nuclear Weapons Policy: Considering 'No First Use,'" CRS Report for Congress, Updated March 29, 2022, 1.
- 3) Committee on International Security and Arms Control National Academy of Science, *The Future of U.S. Nuclear Weapon Policy* (Washington, D.C.: National Academy Press, 1997), 33-57.
- 4) Independent Task Force Report, "U.S. Nuclear Weapons Policy," Council on Foreign Relations (April 2009). なお、最近の先行研究事例として以下を参照した。George Perkovich and Pranay Vaddi, "Proportionate Deterrence: A Model Nuclear Posture Review," Carnegie Endowment for International Peace (2021).
- 5) Woolf, "U.S. Nuclear Weapons Policy: Considering 'No First Use'."
- 6) Robert Scher, "U.S. Nuclear Weapons Policy and Programs: U.S. Nuclear Employment Strategy," U.S. Department of Defense website.
- 7) Pascal Boniface, "French Nuclear Weapons Policy after the Cold War," Atlantic Council (August 1998).
- 8) NPT/CONF.2020/CRP.1, August 22, 2022.
- 9) 武力不行使の原則には、同国連憲章第51条に基づく個別国家の武力行使にかかる例外としての自衛権の行使と、同国連憲章第39条および第42条の国連による集団措置にかかる例外があるとされる。浅田正彦「同時多発テロ事件と国際法——武力行使の法的評価を中心に」『国際安全保障』第30巻第1-2合併号（2002年9月）69頁。
- 10) "Negative Security Assurances," Reaching Critical Will website.
- 11) "Negative Security Assurances (NSAs)," NTI website (January 5, 2023).
- 12) "The Conference on Disarmament and Negative Security Assurances," United Nations Office for Disarmament Affairs, January 2018, 1.
- 13) 佐藤史郎「NPTの不等性と核兵器禁止条約の論理——秩序/無秩序、平等/不平等」『平和研究』第57巻（2021年12月）20頁。
- 14) "The Conference on Disarmament and Negative Security Assurances."
- 15) 山田寿則「核兵器の威嚇・使用の合法性」日本軍縮学会編『軍縮辞典』（信山社、2015年）115頁。
- 16) "The Conference on Disarmament and Negative Security Assurances," United Nations Office for Disarmament Affairs website.
- 17) [U.S.] Department of Defense, "2022 Nuclear Posture Review Fact Sheet: U.S. Nuclear Deterrence Strategy and Policy," October 2022, 1. なお、2022年版NPRでは、NPTへの加盟と核不拡散義務を遵守しない「ほかのすべての国にとって、米国の核兵器が米国とその同盟国やパートナーに対して戦略的効果をもたらす攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある偶発的事態は、依然、狭い範囲にとどまっている」

とも言及している。

- 18) “China’s National Defense in the New Era,” Xinhua Net, July 24, 2019.
- 19) Francesca Giovannini, “Negative Security Assurances after Russia’s Invasion of Ukraine,” *Arms Control Today* 52, no. 6 (July/August 2022): 6-11.
- 20) Paul Ingram, “Renewing Interest in Negative Security Assurances,” BASIC Briefing Paper (June 2017), 2.
- 21) Ibid.
- 22) [U.S.] Department of State, “P3 Joint Statement on Security Assurances,” August 4, 2022.
- 23) “Negative Security Assurances (NSAs),” NTI website, January 5, 2023.
- 24) Ankit Panda, “‘No First Use’ and Nuclear Weapons,” Council on Foreign Relations (July 17, 2018).
- 25) 黒澤満「核の先制不使用を巡る諸問題」『軍縮・不拡散問題シリーズ』no. 1 (1999年8月) 4頁。
- 26) Steve Fetter and John Wolfsthal, “No First Use and Credible Deterrence,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament* 1, no. 1 (2018): 102.
- 27) Michael S. Gerson, “No First Use Michael: The Next Step for U.S. Nuclear Policy,” *International Security* 35, no. 2 (Fall 2010): 7-47.
- 28) Franklin C. Miller and Keith B. Payne, “The Dangers of No-First-Use,” Bulletin of the Atomic Scientists website, August 22, 2016.
- 29) John R. Harvey, “Assessing the Risks of A Nuclear ‘No First Use’ Policy,” War on the Rocks website, July 5, 2019.
- 30) Woolf, “U.S. Nuclear Weapons Policy: Considering ‘No First Use,’” 2.
- 31) Panda, “‘No First Use’ and Nuclear Weapons.”
- 32) Fetter and Wolfsthal, “No First Use and Credible Deterrence,” 105-106.
- 33) NFUと「核兵器使用の唯一の目的」の相違については後述するが、2022年版NPRではこれらを一文の中で併記している。[U.S.] Department of Defense, “2022 National Defense Strategy of the United States of America,” October 27, 2022.
- 34) Richard C. Bush and Jonathan D. Pollack, “Before Moving to ‘No First Use,’ Think about Northeast Asia,” Brookings (July 20, 2016); Demetri Sevastopulo and Henry Foy, “Allies Lobby Biden to Prevent Shift to ‘No First Use’ of Nuclear Arms,” *Financial Times*, October 30, 2021. 米国の同盟国はいずれもNFUに強く反対するとともに、「核兵器使用の唯一の目的」にも深い懸念を抱いている可能性がある」と指摘されてきた。
- 35) Ram Ganesh Kamatham, “Nuclear No-First Use: Revisiting Hawks, Doves and Owls,” Wire website, February 1, 2019.
- 36) Panda, “‘No First Use’ and Nuclear Weapons.”
- 37) Sverre Lodgaard, “Obstacles to No-First-Use,” Pugwash Conferences on Science and World Affairs, November 15-17, 2002.
- 38) NPT/CONF.2026/PC.I/CRP.3, August 10, 2023.
- 39) Hans Binnendijk and David Gompert, “Towards Nuclear Stewardship with China,” Survival Online, February 16, 2023.
- 40) Tong Zhao, “It’s Time to Talk about No First Use,” Foreign Policy website, November 6, 2023.
- 41) “No-First-Use Policy Explained: What is a ‘No-First-Use’ Nuclear Policy?” Union of Concerned Scientists, May 7, 2020.
- 42) Ankit Panda and Vipin Narang, “Sole Purpose is not No First Use: Nuclear Weapons and Declaratory Policy,” War on the Rocks website, February 22, 2021.
- 43) Nikolai Sokov, “No First Use, Sole Purpose and Arms Control,” Vienna Center for Disarmament and Non-Proliferation, November 2021; Panda and Narang, “Sole Purpose is not No First Use: Nuclear Weapons and Declaratory Policy.”
- 44) George Perkovich and Pranay Vaddi, “Toward a Just U.S. Nuclear Declaratory Policy,” *Arms Control Today* 51, no. 2 (March 2021): 6-11.
- 45) Steven Pifer, “Nuclear Weapons: It’s Time for Sole Purpose,” *The National Interest*, September 15, 2020.
- 46) Paul Ingram, “Discussion Paper: Nuclear Doctrine,” NTI website, January 2019.
- 47) Ibid.
- 48) Perkovich and Vaddi, “Proportionate Deterrence: A Model Nuclear Posture Review,” Carnegie Endowment for International Peace, 2021, 13-16.
- 49) Mahesh Shankar and T.V. Paul, “Nuclear Doctrines and Stable Strategic Relationships: The Case of South Asia,” *International Affairs* 92, no. 1 (2016): 2-3.
- 50) ブラッド・ロバーツ (平尾眞一、ロメイ小百合、佐野由梨訳、村野将監訳) 『正しい核戦略とは何か——冷戦後アメリカの模索』(勁草書房、2023年) 5-6頁。
- 51) 小川伸一「核の先制不使用に関する議論の経緯と課題」『立法と調査』第309号(2010年10月) 26頁。なお、小川は先行不使用や先行使用ではなく、先制不使用と先制使用という用語で説明している。本書では用語統一の都合上、これらを便宜的に先行使用、先行不使用に置き換えて引用したことをお断りしておきたい。
- 52) Beyza Unal, Yasmin Afina, and Patricia Lewis, eds., “Perspectives on Nuclear Deterrence in the 21st Century,” Chatham House Research Paper (April 20, 2020).
- 53) [U.S.] Office of the Secretary of Defense Nuclear and Missile Defense Policy, “The Importance of the Nuclear Triad,” November 2020.
- 54) Panda and Narang, “Sole Purpose is not No First Use: Nuclear Weapons and Declaratory Policy.”
- 55) Mitsuru Kurosawa, “Nuclear Posture Review: Trump and Three Previous Administrations,” *Osaka University Law Review*, no. 66 (2019): 46-47.

- 56) [U.S.] Department of Defense, “Annual Report to the President and the Congress,” February 1995, 10-11.
- 57) [U.S.] Department of Defense, “Annual Report to the President and the Congress,” 2002, 83-84.
- 58) [U.S.] Department of Defense, “Nuclear Posture Review Report,” April 2010, 45-47.
- 59) Ibid.
- 60) [U.S.] Department of Defense, “Nuclear Posture Review,” February 2018, 20-21.
- 61) Ibid., 54-55.
- 62) [U.S.] Department of Defense, “2022 Nuclear Posture Review,” October 2022, 1-3.
- 63) Ibid., 9.
- 64) Ibid.
- 65) Ibid.
- 66) [U.S.] Department of Defense, “2022 US Nuclear Posture Review Fact Sheet: U.S. Nuclear Deterrence Strategy and Policy,” October 27, 2022.
- 67) 英国では、2016年前後のトライデントミサイルシステムの更新にあたって、不確かな将来へのヘッジを核兵器保有の論理に含めてきた経緯がある。[UK] Parliament Hansard, “UK’s Nuclear Deterrent 613, debated on July 18, 2016,” 2016.
- 68) [U.S.] Office of the Secretary of Defense, “Nuclear Posture Review 2018,” February 2018, 24.
- 69) [UK] Parliament Hansard, “UK’s Nuclear Deterrent.”
- 70) Daryl G. Kimball, “Biden’s Disappointing Nuclear Posture Review,” *Arms Control Today* 52, no. 10, (December 2022): 3.
- 71) Keith B. Payne, ed., “Expert Commentary on the 2022 Nuclear Posture Review,” *Occasional Paper* 3, no. 3 (March 2023): 135.
- 72) Matthew Kroenig, “Deterring Chinese Strategic Attack: Grappling with the Implications of China’s Strategic Forces Buildup,” Atlantic Council (November 2021), 17-20.
- 73) Edward Geist, “The U.S. Doesn’t Need More Nuclear Weapons to Counter China’s New Missile Silos,” *Washington Post*, October 18, 2021.
- 74) Independent Task Force Report, “U.S. Nuclear Weapons Policy,” 99.
- 75) Matthew Costlow, “Believe it or not: U.S. Nuclear Declaratory Policy and Calculated Ambiguity,” War on the Rocks website, August 9, 2021.
- 76) Amy F. Woolf, “Russia’s Nuclear Weapons: Doctrine, Forces, and Modernization,” CRS Report for Congress, Updated April 21, 2022, 7-8.
- 77) Ibid.
- 78) “Foundations of State Policy of the Russian Federation in the Area of Nuclear Deterrence (Informal translation by the CNA Russia Studies Program),” Center for Naval Analysis (June 2020).
- 79) Nikolai Sokov, “Russia Clarifies Its Nuclear Deterrence Policy,” Arms Control Association website, June 3, 2020.
- 80) Bruno Tertrais, “Real and Imagined Challenges to Strategic Stability,” The Hague Centre for Strategic Studies (February 2022), 1.
- 81) 小川「核の先制不使用に関する議論の経緯と課題」31頁。
- 82) Dmitry Solovyov, “Russia Reserves Pre-Emptive Nuclear Strike Right,” Reuters, October 14, 2009.
- 83) Kristin Ven Bruusgaard, “Myth 9: ‘Russian Nuclear Strategy is Best Described as ‘Escalate to De-Escalate’” Chatham House (June 2022).
- 84) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2022: Armaments, Disarmament and International Security* (London: Oxford University Press, 2022), 355.
- 85) Anya Loukianova Fink and Olga Olikier, “Russia’s Nuclear Weapons in a Multipolar World: Guarantors of Sovereignty, Great Power Status & More,” *Dedalus* 149, no. 2 (Spring 2020): 41.
- 86) 小泉悠「プーチン大統領が明らかにしたロシアの新型核兵器」国際情報ネットワーク分析 IINA ウェブサイト、2018年4月13日。
- 87) [U.S.] Department of State, “Fact Sheet: Russia’s Violation of the Intermediate-Range Nuclear Forces (INF) Treaty,” December 4, 2018.
- 88) Ellen Mitchell, “Why Fears of a Russian ‘False Flag’ Attack are on the Rise,” *Hill*, October 26, 2022.
- 89) Katia Glod and Oliver Meier, “Be Careful What you Wish for: Russia wants to Share Nuclear Weapons with Belarus,” European Leadership Network (April 6, 2023).
- 90) Heather Williams, “Russia Suspends New START and Increases Nuclear Risks,” Center for Strategic and International Studies (February 23, 2023).
- 91) Daryl Kimball, Tony Fleming, and Kathy Crandall Robinson, “Russia’s Self-Destructive Move to De-Ratify the CTBT,” Arms Control Association (October 17, 2023).
- 92) 一政祐行「核弾頭の解体・廃棄と『有志国検証アプローチ』——核兵器禁止条約(TPNW)の検証制度整備に向けた一考察」『安全保障戦略研究』第1巻第2号(2020年10月)47-49頁; Tom Plant, “The Disarmament Laboratory: Substance and Performance in UK Nuclear Disarmament Verification Research,” FIIA Working Paper (October 2019), 5.
- 93) Tom Dodd and Mark Oakes, “The Strategic Defence Review White Paper,” U.K. House of Commons Library (October 15, 1998), 32.

- 94) [UK] HM Government, “The Future of the United Kingdom’s Nuclear Deterrent,” December 2006, 7-8.
- 95) [UK] HM Government, “Securing Britain in an Age of Uncertainty: The Strategic Defence and Security Review,” October 2010, 38-39.
- 96) [UK] HM Government, “Global Britain in A Competitive Age: The Integrated Review of Security, Defence, Development and Foreign Policy,” March 2021, 76.
- 97) Ibid., 77.
- 98) [UK] HM Government, “Integrated Review Refresh 2023: Responding to a more contested and volatile world,” March 2023.
- 99) [France] Ministère de la Défense, “French White Paper: Defence and National Security,” July 2013, 20.
- 100) [France] Elysee, “Speech of the President of the Republic on the Defense and Deterrence Strategy,” February 7, 2020.
- 101) [France] Secrétariat Général de la Défense et de la Sécurité Nationale, “National Strategic Review 2022,” December 2022.
- 102) “France’s Nuclear Inventory,” Center for Arms Control and Non-Proliferation (March 2020).
- 103) Alastair Cameron and Jean-Pierre Maulny, “France’s Nato Reintegration: Fresh Views with the Sarkozy Presidency?” Royal United Services Institute Occasional Paper (February 2009), 6.
- 104) 一政祐行「欧州安全保障と核抑止——高まるロシアの核の脅威と欧州の戦略的自律」中内政貴、田中慎吾編著『外交・安全保障政策から読む欧州統合』（大阪大学出版会、2023年）262-267頁。
- 105) “Fact Sheet: Nuclear Disarmament France,” NTI website, January 12, 2023.
- 106) Sitara Noor, “Pakistan’s Evolving Nuclear Doctrine,” *Arms Control Today* 53, no. 8 (October 2023): 12-17.
- 107) Sadia Tasleem, “Pakistan’s Nuclear Use Doctrine,” Carnegie Endowment for International Peace (June 30, 2016); Vipin Narang, *Nuclear Strategy in the Modern Era: Regional Powers and International Conflict* (Princeton: Princeton University Press, 2014), 19-20.
- 108) Sitara Noor, “Did Pakistan Just Overhaul Its Nuclear Doctrine?” Foreign Policy website, June 19, 2023.
- 109) Noor, “Pakistan’s Evolving Nuclear Doctrine.”
- 110) “Fact Sheet: Nuclear Disarmament Pakistan,” NTI website, February 6, 2023.
- 111) Pan Zhenqiang, “China’s No First Use of Nuclear Weapons,” in *Chinese Nuclear Thinking*, ed. Li Bin and Tong Zhao (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2016), 51.
- 112) M. Taylor Fravel, *Active Defense: China’s Military Strategy since 1949* (Princeton: Princeton University Press, 2019), 236.
- 113) 一例として以下を参照。Ben Lowsen, “Is China Abandoning Its ‘No First Use’ Nuclear Policy?” Diplomat website, March 21, 2018.
- 114) [U.S.] Department of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2023 Annual Report,” October 2023, 103-104.
- 115) “China’s National Defense in the New Era,” Xinhua Net, July 24, 2019.
- 116) 高橋杉雄「米国の対中政策」防衛研究所編『2018年版中国安全保障レポート——岐路に立つ米中関係』（防衛省防衛研究所、2018年）36-37頁。
- 117) Liping Xia, “China’s Nuclear Doctrine: Debates and Evolution,” Carnegie Endowment for International Peace (June 30, 2016).
- 118) Shannon Bugos, “Pentagon Sees Faster Chinese Nuclear Expansion,” *Arms Control Today* 51, no. 10 (December 2021): 26-28.
- 119) Shannon Bugos and Julia Masterson, “New Chinese Missile Silo Fields Discovered,” *Arms Control Today* 51, no. 7 (September 2021), 24-25.
- 120) Matt Korda and Hans Kristensen, “A Closer Look at China’s Missile Silo Construction,” Federation of American Scientists (February 11, 2021).
- 121) Nicola Leveringhaus, “Chinese Nuclear Force Modernization and Doctrinal Change,” Briefings De L’IFRI (August 19, 2022), 1.
- 122) Michael E. O’Hanlon, Melanie W. Sisson, and Caitlin Talmadge, “Managing the Risks of US-China War: Implementing a Strategy of Integrated Deterrence,” Brookings Policy Brief (September 2022).
- 123) W.J. Hennigan and John Walcott, “The U.S. Expects China Will Quickly Double Its Nuclear Stockpile,” Time website, May 29, 2019.
- 124) Hans Binnendijk and David C. Gompert, “Towards Nuclear Stewardship with China,” Survival Online website, February 16, 2023.
- 125) Xia, “China’s Nuclear Doctrine: Debates and Evolution.”
- 126) George Perkovich, “What’s in it for China? A Beijing Insider’s Surprising Insight on Nuclear Arms Control,” Carnegie Endowment for International Peace (July 30, 2019).
- 127) Tong Zhao, “Opportunities for Nuclear Arms Control Engagement with China,” *Arms Control Today* 50, no. 1 (January/February 2020): 9-12.
- 128) “Fact Sheet: Nuclear Disarmament China,” NTI website, September 11, 2023.
- 129) 飯田将史「既存秩序の変革を目指す中国の戦略」飯田将史、新垣拓、長谷川雄之『中国安全保障レポート2024——中国、ロシア、米国が織りなす新たな戦略環境』（防衛研究所、2023年）25頁。
- 130) Fiona S. Cunningham, “The Unknowns about China’s Nuclear Modernization Program,” *Arms Control Today* 53, no. 5 (June 2023): 6-14.
- 131) [India] Prime Minister’s Office, “Cabinet Committee on Security Reviews

- Progress in Operationalizing India's Nuclear Doctrine," January 4, 2003.
- 132) Abigail Stowe-Thurston, "Added Ambiguity over India's No First Use Policy is Cause for Concern," Center for Arms Control and Non-proliferation (August 22, 2019).
- 133) Cristopher Clary and Vipin Narang, "India's Counterforce Temptations: Strategic Dilemmas, Doctrine, and Capabilities," *International Security* 43, no. 3 (Winter 2018): 7-8.
- 134) Ibid.
- 135) Angelo M. Codevilla, "The Flaws of Arms Control," Strategika website, August 25, 2015.
- 136) トーマス・シェリング (河野勝訳) 『紛争の戦略——ゲーム理論のエッセンス』 (勁草書房、2008年) 259頁; Linton F. Brooks, "The End of Arms Control?" *Daedalus* 149, no. 2 (Spring 2020): 86.
- 137) ジョゼフ・ゴールドブラッド (浅田正彦訳) 『軍縮条約ハンドブック』 (日本評論社、1999年) 1-12頁。
- 138) Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control* (New York: Elsevier Science Ltd, 1985), 3.
- 139) Jeffrey A. Larsen, "An Introduction to Arms Control and Cooperative Security," in *Arms Control and Cooperative Security*, ed. Jeffrey A. Larsen and James J. Wirtz (Boulder: Lynne Rienner, 2009), 2.
- 140) 秋山信将「大国間関係の変容と軍備管理体制」『国際政治』第203号(2021年3月) 33-39頁。
- 141) ドナルド・G・ブレナン「軍備管理の背景と目標」ドナルド・G・ブレナン (小谷秀二郎訳) 『軍備管理・軍縮・安全保障』 (鹿島研究所・日本国際問題研究所、1963年) 28-31頁。
- 142) Frank P. Harvey, "The Future of Strategic Stability and Nuclear Deterrence," *International Journal* 58, no. 2 (Spring 2003): 321.
- 143) Tertrais, "Real and Imagined Challenges to Strategic Stability," 3.
- 144) Dimitri Trenin, "Strategic Stability in the Changing World," Carnegie Endowment for International Peace (2019), 1.
- 145) James M. Acton, "Reclaiming Strategic Stability," in *Strategic Stability: Contending Interpretations*, ed. Elbridge A. Colby and Michael S. Garson (Carlisle: Strategic Studies Institute and U.S. Army War College Press, 2013), 121-123.
- 146) C. Dale Walton and Colin S. Gray, "The Geopolitics of Strategic Stability: Looking beyond Cold Warriors and Nuclear Weapons," in Colby and Garson, *Strategic Stability*, 109-110.
- 147) 石川卓「変容する軍備管理・不拡散と『新世界秩序』」『国際安全保障』第35巻第4号(2008年3月) 7頁。
- 148) 戸崎洋史「米ロ軍備管理——単極構造下での変質と国際秩序」『国際安全保障』第35巻第4号(2008年3月) 19頁。
- 149) 石川「変容する軍備管理・不拡散と『新世界秩序』」8頁。
- 150) 戸崎「米ロ軍備管理——単極構造下での変質と国際秩序」30頁。
- 151) 戸崎洋史「オバマ政権の核軍縮・不拡散政策——ビジョンと成果のギャップ」『国際安全保障』第41巻第3号(2013年12月) 47頁。
- 152) Steven Pifer, "10 Years after Obama's Nuclear-Free Vision, the US and Russia Head in the Opposite Direction," Brookings Commentary (April 4, 2019).
- 153) 一政祐行「『冷戦2.0』と軍備管理」『安全保障戦略研究』第4巻第1号(2023年12月) 1-20頁。
- 154) Pifer, "10 Years after Obama's Nuclear-Free Vision, the US and Russia Head in the Opposite Direction."
- 155) 日本国際問題研究所編「戦略年次報告2019——『INF条約』後の核軍備管理・不拡散と日本」日本国際問題研究所(2019年) 39頁。
- 156) Lauren Sukin, "When Nuclear Superiority Isn't Superior: Revisiting the Nuclear Balance of Power," Carnegie Endowment for International Peace (October 17, 2023).
- 157) Keith B. Payne et al., "Nuclear Force Adaptability for Deterrence and Assurance: A Prudent Alternative to Minimum Deterrence," National Institute for Public Policy (2014), xvi.
- 158) Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns, and Mackenzie Knight, "Strategic Posture Commission Report Calls for Broad Nuclear Buildup," Federation of American Scientists (December 10, 2023).
- 159) Lynn Rusten and Mark Melamed, "The Three-Competitor Future: U.S. Arms Control with Russia and China," *Arms Control Today* 53, no. 2 (March 2023): 7-8.
- 160) Ibid.
- 161) Jim Garamone, "General Says Deterring Two 'Near Peer' Competitors Is Complex," DOD News website, August 17, 2023.
- 162) Eric S. Edelman and Franklin C. Miller, "Statement before the United States Senate Committee on Armed Services: United States Nuclear Strategy and Policy," Senate Armed Service website, September 20, 2022; Rusten and Melamed, "The Three-Competitor Future: U.S. Arms Control with Russia and China."
- 163) "Unilateral U.S. Nuclear Pullback in 1991 Matched by Rapid Soviet Cuts," National Security Archive website, September 2016.
- 164) [U.S.] White House, "Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate, Berlin, Germany," June 19, 2013.
- 165) George Perkovich, "An Optimist Admits That It Is Difficult to See a Path Forward," *Arms Control Today* 52, no. 3 (April 2022): 12-14.
- 166) Julian E. Barnes and David E. Sanger, "U.S. Will Try to Bring China into Arms

- Control Talks,” *New York Times*, June 2, 2023.
- 167) Graham T. Allison, Albert Carnesale, and Joseph S. Nye, Jr, “Hawks, Doves and Owls: A New Perspective on Avoiding Nuclear War,” *International Affairs* 61, no. 4 (October 1985): 581.
- 168) 軍備管理の文脈でタカ派、ハト派、フクロウ派の相違を論じる先行研究に必ずしも定まった定義があるわけではないが、本章では以下を参照した。Graham Allison, Albert Carnesale, and Joseph S. Nye, “Analysis & Opinions: Of Hawks, Doves and Now, Owls,” *New York Times*, July 31, 1985.
- 169) David A. Cooper, *Arms Control for the Third Nuclear Age: Between Disarmament and Armageddon* (Washington, D.C.: Georgetown University Press, 2021), 205-206.
- 170) Joseph S. Nye Jr., “Nuclear Ethics Revisited,” *Ethics & International Affairs* 37, no. 1 (Spring 2023): 5-17.
- 171) Allison, Carnesale, and Nye, “Hawks, Doves and Owls: A New Perspective on Avoiding Nuclear War.”
- 172) Nikolas K. Gvosdev, Jessica D. Blankshain, and David A. Cooper, *Decision-Making in American Foreign Policy: Translating Theory into Practice* (Cambridge: Cambridge University Press, 2019), 79; Daryl Kimball, “Fact Sheets & Briefs: Hotline Agreements,” Arms Control Association website, May 2020; Suhasini Haidar, “Nuke hotline for India, Pakistan,” CNN, June 20, 2004.
- 173) Kimball, “Fact Sheets & Briefs: Hotline Agreements.”
- 174) 高橋杉雄、秋山信将「『核の復権』の現実」秋山信将、高橋杉雄編著『核の忘却の終わり』(勁草書房、2019年)5頁。
- 175) Steven E. Miller, “Nuclear Hotlines: Origins, Evolution, Applications,” Paper presented to the 75th Anniversary Nagasaki Nuclear-Pandemic Nexus Scenario Project, October 31-November 1, and November 14-15, Nagasaki University website, 2020.
- 176) Rebecca K.C. Hersman, Heather Williams, and Suzanne Claeys, “Integrated Arms Control in an Era of Strategic Competition,” *Center for Strategic and International Studies* (January 2022), 3.
- 177) Heather W. Williams and Nicholas Smith Adamopoulos, “Arms Control after Ukraine: Integrated Arms Control and Deterring Two Peer Competitors,” *Center for Strategic and International Studies* (December 2022), 1.
- 178) Ibid., 1-2.
- 179) 統合抑止概念については以下を参照。[U.S.] Department of Defense, “2022 National Defense Strategy,” October 2022, 8-11.
- 180) Brooks, “The End of Arms Control?,” 90-92.
- 181) Alexander Graef Tim Thies, “Lessons from the Past: Arms Control in Uncooperative Times,” *Global Policy Brief* (December 2022).
- 182) Kroenig, “Deterring Chinese Strategic Attack: Grappling with the Implications of China’s Strategic Forces Buildup,” 20.
- 183) Keith B. Payne and Michaela Dodge, *Stable Deterrence and Arms Control in a New Era* (Fairfax: National Institute Press, 2021), ix-25.
- 184) John D. Maurer, “The Forgotten Side of Arms Control: Enhancing U.S. Competitive Advantage, Offsetting Enemy Strengths,” War on the Rocks website, June 27, 2018.
- 185) Timothy Crawford and Khang Vu, “Arms Control and Great-Power Politics,” War on the Rocks website, November 4, 2020.
- 186) Robert Powell, “Absolute and Relative Gain in International Relations Theory,” *American Political Science Review* 85, no. 4 (December 1991): 1303.
- 187) Michael Moodie and Jerry Zhang, “Bolstering Arms Control in a Contested Geopolitical Environment,” GGIN Policy Brief (October 2022), 3.
- 188) Ibid.
- 189) 「核兵器の軍備管理こそ急務の世界的課題である」European Leadership Network / Asia-Pacific Leadership Network ウェブサイト、2023年5月。
- 190) Ibid.
- 191) Lotje Boswinkel and Paul van Hooft, “Not One Without the Other: Realigning Deterrence and Arms Control in a European Quest for Strategic Stability,” Hague Centre for Strategic Studies (December 2022).
- 192) Ibid.
- 193) 「2026年NPT運用検討会議第1回準備委員会に向けたIGEPメッセージ」外務省ウェブサイト(2023年4月4-5日)。
- 194) James A. Acton, Thomas D. MacDonald, and Pranay Vaddi, “Reimagining Nuclear Arms Control: A Comprehensive Approach,” Carnegie Endowment for International Peace (2021).
- 195) ウィリアム・ベリー、トムコリーナ(田井中雅人、吉田文彦訳)『核のボタン——新たな核開発競争とトルーマンからトランプまでの大統領権力』(朝日新聞出版、2020年)272-285頁。
- 196) Akshai Vikram, “The New Nuclear Arms Race: The Outlook for Avoiding Catastrophe,” Ploughshares Fund (August 2020).
- 197) George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger, and Sam Nunn, “Toward a Nuclear Free-World,” *Wall Street Journal*, January 15, 2008.
- 198) “Roadmap to Zero,” Global Zero.org website.
- 199) 一例として以下を参照。Peter Rudolf, “US Nuclear Deterrence Policy and Its Problems,” SWP Research Paper, no. 10 (2018).
- 200) 一例として以下を参照。Jeff Richardson, “Shifting from a Nuclear Triad to a Nuclear Dyad,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, September/October 2009: 33-42.

- 201) 一例として以下を参照。Tytti Erästö and Matt Korda, “Time to Factor Missile Defence into Nuclear Arms Control Talks,” SIRPI Commentary / Backgrounders (September 30, 2021).
- 202) ロバーツ『正しい核戦略とは何か』318-322頁。
- 203) 「G7 広島サミット（セッション9「平和で安定し、繁栄した世界に向けて」概要）」外務省ウェブサイト（2023年5月21日）。
- 204) 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」外務省ウェブサイト（2023年5月19日）。